

第3次東根市障がい者福祉計画(案)

(計画期間：令和6年度 ～ 令和11年度)

第7期東根市障がい福祉計画及び 第3期東根市障がい児福祉計画(案)

(計画期間：令和6年度 ～ 令和8年度)

東 根 市

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障がい者等を取り巻く状況や環境の変化	1
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	計画の対象範囲	4
6	SDGsの推進	5

第2章 障がい者等の現状

1	障がい者等の現状	6
2	障がい福祉サービスの利用状況等	10
3	第2次東根市障がい者福祉計画の実施状況	12

第3章 障がい者福祉計画

1	計画の基本理念	17
2	計画の目標	17
3	施策の体系	18
4	施策の展開	
	基本施策1 自立に向けたサービスの充実と環境の整備	18
	基本施策2 社会参加の機会の確保	22
	基本施策3 地域で支え合う仕組みの構築	22
5	目標とする指標	25
6	計画の推進に向けて	26

第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1	計画の基本理念	27
2	障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方	28
3	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	29
4	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	30
5	令和8年度までの数値目標	31
6	障がい福祉サービスの見込量（活動指標）と確保策	36

7	障がい児通所支援の見込量（活動指標）と確保策	46
8	地域生活支援事業の見込量（活動指標）と確保策	50
9	計画の推進に向けて	55

参考資料 アンケート調査の結果

1	障がい者アンケート調査結果	58
2	市民アンケート調査結果	76

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する市町村障害者計画であり、障がい者のための施策に関する最も基本的な計画です。本市では平成25年度からの10年間の計画期間とする第2次東根市障がい者福祉計画を策定し、障がいの有無により分け隔てられない幅広い分野での支援体制の充実を目指して障がい者施策を推進してきました。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項、児童福祉法第33条の20に基づき、第6期東根市障がい福祉計画及び第2期東根市障がい児福祉計画を令和3年度に策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施が図られるよう取り組んできました。

今期計画においても横断的な視点を持ち、福祉だけではなく保健、医療、労働、教育等の幅広い分野で、関係機関・団体が連携した総合的な取り組みを推進していく必要があります。また、地域社会における障がい者の実態や国や県の障がい者施策の動向を踏まえながら、障がい者の更なる自立及び社会参加を支援する施策を進めていくことが重要です。

2 障がい者等を取り巻く状況や環境の変化

（1）障がい児・障がい者に向けたサービスの多様化

近年、本市の身体障害者手帳の交付件数は徐々に減ってきているものの、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の交付件数は増えてきています。また、幼少の段階からの発達支援サービス等のニーズも高まってきており、個々の障がい特性に応じた切れ目のない多様な障がい福祉サービスが求められております。これまで、本市では障がい福祉サービス事業者との連携・協力のもと、相談、療育、就労、生活援助などの総合的な支援に努めてきましたが、今後はより一層、質の高い多様なサービスの提供体制の確保が必要になります。

（2）医療的ケア児への対応

医療的ケア児については全国的に増加傾向にあり、県内においても年々増加しております。医療的ケア児並びにその家族については、昼夜を問わない介護負担や社会的孤立等が問

題視されており、その支援が大きな課題となっております。また、合理的配慮の下、医療的ケアの必要の有無にかかわらず、等しく行政サービスを受け、社会参加の機会が確保できるよう、最大限の配慮をしていく必要があります。令和4年度に開園した「ひがしねこども園」においては、インクルーシブ（社会的包摂）保育を園の運営方針に掲げ、県内に先駆けて医療的ケア児も含めた集団保育を実施しております。今後、更にインクルーシブの理念を広め、共に生活していくことが当たり前となる社会の実現に向けて、着実に取り組んでいく必要があります。

（３）共生社会の実現に向けた意識の高まり

令和元年に東根市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定し、市民の心のバリアフリーの推進に努めています。この条例では、障がい者を理由とする差別の解消に向けた施策を推進し、全ての市民が障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目標に掲げています。

また、東京2020パラリンピック開催に際し、本市では共生社会ホストタウンとしてドイツ男子代表シッティングバレーボールチームを招いて親善試合を行ったほか、同国男子ゴールボールチームの合宿地になるなど、障がい者スポーツに対する市民の理解や関心を高めてきました。現在、パラリンピックを契機とし、総合型地域スポーツクラブ「マイ・スポーツひがしね」において、障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく誰もが参加できるインクルーシブサークルを立ち上げ、ボッチャやカローリング、モルックなどのインクルーシブスポーツを楽しむ活動が定期的に行われています。

（４）関係法令等の制定や改正

障がい者を取り巻く時代の潮流や変遷に対応するため、第2次東根市障がい者福祉計画期間中に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」などの新たな法律の制定や、障害者総合支援法や児童福祉法等の改正等、様々な法整備が行われています。法の制定・改正の趣旨やそれらに基づき策定された国・県の計画等を十分勘案しながら、現在の社会情勢を踏まえた障がい者施策を計画的かつ総合的に進めていく必要があります。

3 計画の位置づけ

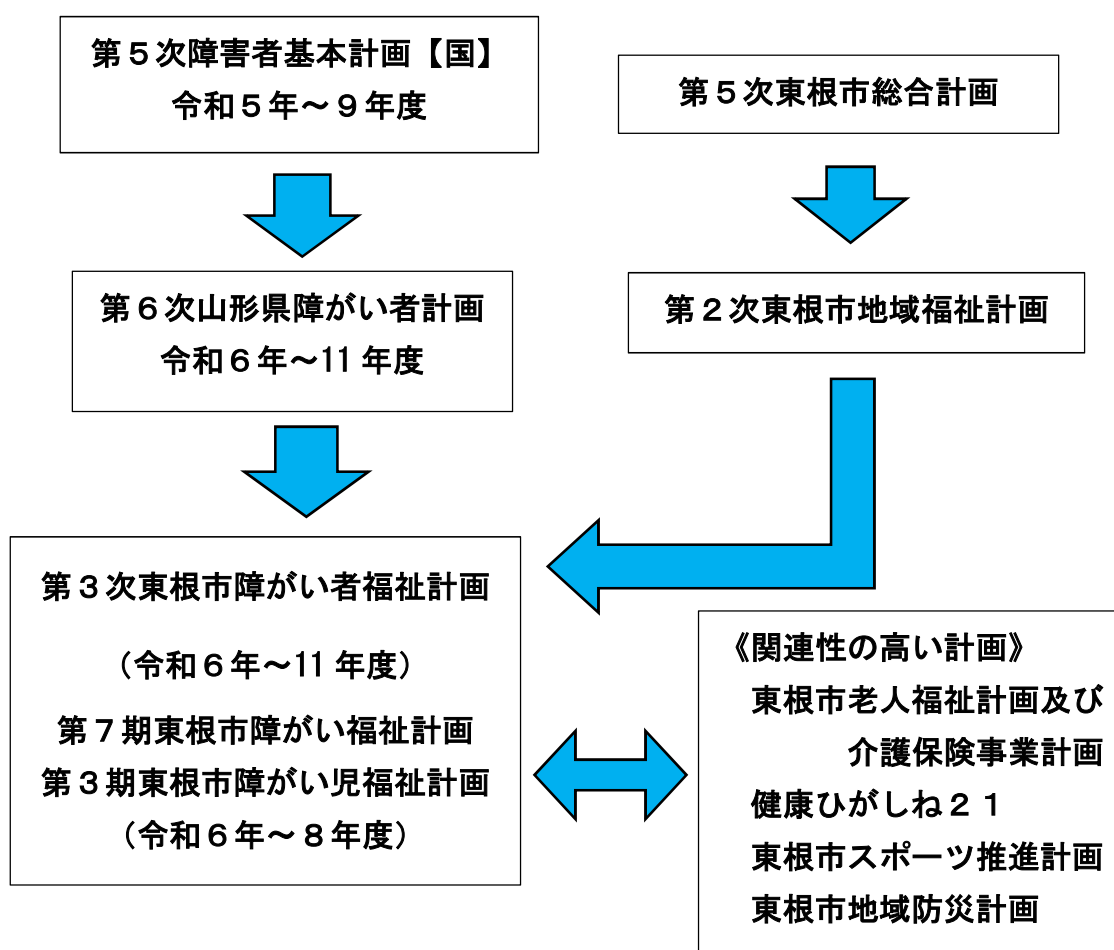
第3次東根市障がい者福祉計画は、第2次計画で掲げた「ともに支えあい 自分らしく暮らす しあわせと安心のまちの実現」の理念を踏襲・発展させるとともに、国の障害者基本計画及び県の障がい者計画の内容を反映させ、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を定めるものとします。

第7期東根市障がい福祉計画は、国の基本指針に基づいて、各年度における障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画とします。

第3期東根市障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づいて、各年度における障がい児通所支援等の量と提供体制を確保するための計画とします。

それぞれの計画は、施策の実施にあたり密接な関連があることから、より整合性のある効果的な計画の策定に向け、これらの3計画を一体的に策定します。

また、東根市総合計画や東根市地域福祉計画等の関連性の高い計画と整合性を図りながら、策定を進めていきます。なお、策定段階において関係団体などから広く意見を聴取し、計画に反映させていきます。



4 計画の期間

本計画の計画期間については、令和6年度から令和11年度までの6年とします。ただし、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の部分は3年毎に見直し、令和8年度中に令和9年度から令和11年度までの数値目標及びサービス見込量等を更新します。

なお、社会情勢の変化などにより計画内容に大きな影響が考えられる場合には、その都度、見直しを行うこととします。

5 計画の対象範囲

本計画では、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある者、難病患者等であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を障がい者として計画の対象とし、その家族も含めて社会全体で包括して障がい者の自立と社会参加を支援する施策を推進します。

なお、本計画においては、「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令、制度に関する表記により「障がい」に変更することが適当でないものについては、「障害」の表記とします。

6 SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

経済、社会、環境の課題を統合的に解決するため、国際社会全体がそれぞれの責任と役割において行動していくための「道しるべ」として定められ、その基本理念には、世界中のだれ一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成が掲げられています。

SDGs の目標は、障がいのある人を含めた「誰一人取り残さない」ことであり、17 の目標のうち 7 つの目標 (下記) は本計画の取り組みにも通じるものがあります。よって、本計画の目標実現を目指し、SDGs の目標達成にも貢献できるよう、計画を推進していきます。



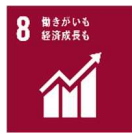
1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう

第2章 障がい者等の現状

1 障がい者等の現状

(1) 身体障がい者

令和5年度の身体障害者手帳所持者数は1,855人となっています。令和元年度との比較で、全体で141人減少しています。

等級別では、重度障がい者（1～2級）が令和元年度で41.6%、令和5年度で40.6%と、全体でも高い割合になっています。

身体障害者手帳所持者数の推移(等級・年齢階層別)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人数	人数	人数	人数	人数
1～2級	18歳未満		17	19	22	21
	18～64歳		202	199	200	204
	65歳以上		595	576	534	528
	計		830	814	794	756
3～4級	18歳未満		4	4	3	3
	18～64歳		129	120	119	111
	65歳以上		671	650	641	625
	計		819	804	774	763
5～6級	18歳未満		7	6	5	4
	18～64歳		95	98	90	93
	65歳以上		254	263	275	266
	計		347	356	367	370
合計	18歳未満		28	29	30	28
	18～64歳		426	417	409	408
	65歳以上		1,520	1,489	1,450	1,419
	計		1,996	1,974	1,935	1,889

※各年度当初の人数

令和5年度における身体障害者手帳の障がい区分では、肢体不自由1,034人（55.7%）、内部障がい552人（29.8%）となっており、肢体不自由と内部障がいとで全体の8割を超えています。令和元年度と比較すると、聴覚・平衡機能障がい6人の増加となっていますが、その他の区分では減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種別)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	人数	人数	人数	人数
視覚障がい	73	69	69	72	73
聴覚・平衡機能障がい	170	153	161	169	176
音声・言語・そしゃく機能障がい	23	24	21	21	20
肢体不自由	1,185	1,165	1,117	1,072	1,034
内部障がい	568	563	567	555	552
合 計	1,996	1,974	1,935	1,889	1,855

※各年度当初の人数

(2) 知的障がい者

令和5年度の療育手帳所持者数は321人で、年齢別で18歳未満が68人(21.2%)、18歳以上が253人(78.8%)となっています。令和元年度との比較では、全体で40人増加しています。

等級別ではA(重度)が108人、B(中軽度)が213人となっています。令和元年度と比較すると、A(重度)では12人の増加、B(中軽度)では28人の増加となっています。

療育手帳所持者数の推移(等級・年齢階層別)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人数	人数	人数	人数	人数
A (重度)	18歳未満	26	22	20	22	21
	18歳以上	70	77	81	85	87
	計	96	99	101	107	108
B (中軽度)	18歳未満	49	41	46	47	47
	18歳以上	136	148	153	165	166
	計	185	189	199	212	213
合計	18歳未満	75	63	66	69	68
	18歳以上	206	225	234	250	253
	計	281	288	300	319	321

※各年度当初の人数

(3) 精神障がい者

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は235人で、年齢別では65歳未満が200人で、全体の85.1%を占めています。令和元年と比較すると全体で64人増加し、増加率は約37%となっています。

等級別では1級が37人で全体の15.7%、2級が114人で最も割合が高く48.5%、3級が84人で35.7%となっています。令和元年と比較すると1級の割合が減少し、2級と3級の合計の割合が増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級・年齢階層別)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人数	人数	人数	人数	人数
1 級	65 歳未満	33	34	31	32	21
	65 歳以上	10	9	7	6	16
	計	43	43	38	38	37
2 級	65 歳未満	71	75	79	83	97
	65 歳以上	10	10	11	9	17
	計	81	85	90	92	114
3 級	65 歳未満	45	42	53	66	82
	65 歳以上	2	2	3	2	2
	計	47	44	56	68	84
合計	65 歳未満	149	151	163	181	200
	65 歳以上	22	21	21	17	35
	計	171	172	184	198	235

※各年度当初の人数

(4) 難病患者

難病患者の中には、身体障害者手帳を所持している方もいますが、難病を対象とした手帳はなく、正確な人数を把握することは困難な状況です。難病患者の医療費助成制度である指定難病医療費助成の対象となる疾病数は、令和5年3月末で338疾病あり、平成30年度の331疾病から増加している傾向にあります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東根市 指定難病医療 受給者数	290人	304人	338人	321人	334人

※各年度当初の人数

(5) 医療的ケア児

「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）であり、市内で障がい福祉サービスを利用している医療的ケア児は令和5年度で10人となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児スコア判定による福祉サービス利用児童数	10人	9人	10人

※各年度当初の人数

(6) 発達障がい児(者)

山形県が設置している「発達障がい者支援センター」における発達障がいによる相談件数は令和4年度で1,376件となっています。

未就学児の山形県立こども医療療育センターへの初診予約については、平成27年度より個人での予約受付は行わず、市町村を通して行うこととなっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東根市が山形県立こども療育センター受診の予約を行った件数	24人	28人	22人	28人	22人 (12月末時点)

※各年度内に初診申し込みを行った人数

2 障がい福祉サービスの利用状況等

(1) 障がい福祉サービス利用者数

居宅介護、就労支援などの障がい福祉サービスの利用者は、市内外の事業所の整備が進んでいることを背景に、年々増加しています。

また、障がい児の療育を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援の利用者においても、増加が続いています。

障がい福祉サービス利用者数の推移

サービス種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介 護 給 付	居宅介護	44	43	38	44	54
	重度訪問介護	2	2	2	3	3
	同行援助	7	6	7	7	8
	行動援助	0	0	0	0	0
	療養介護	5	5	5	5	6
	生活介護	77	79	87	91	91
	短期入所	47	46	46	46	52
	重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0
	施設入所支援	56	52	56	57	56
訓 練 等 給 付	機能訓練	0	0	0	0	0
	生活訓練	2	6	3	7	6
	宿泊型自立訓練	2	2	3	2	2
	就労移行支援 ※養成施設も含む	17	14	11	16	11
	就労継続支援 A 型	39	39	37	38	38
	就労継続支援 B 型	67	68	74	81	95
	就労定着支援	0	1	2	4	5
	自立生活援助 (GH)	0	0	0	0	0
共同生活援助 (GH)	37	33	33	30	31	
合計	402	396	404	431	458	

※各年度当初の人数

障がい児通所支援利用者数の推移

サービス種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	39	52	55	56	62
放課後等デイサービス	78	92	110	118	131
医療型児童発達支援	2	1	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	7	22	32	33	50
合計	126	167	197	207	243

※各年度当初の人数

(2) 障がいの重度化

障がい福祉サービスを利用している方を、介助などの支援の必要度を表す障がい支援区分別に見ると、障がい支援区分4から6までの「重度」とされる方が令和元年度は59.1%、令和5年度は60.0%と、例年約6割という水準で推移しています。

障がい支援区分別人数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	人数	1	2	2	2	2
	割合	0.6%	1.3%	1.3%	1.2%	1.1%
区分2	人数	30	29	28	25	32
	割合	19.5%	19.0%	17.9%	15.4%	17.8%
区分3	人数	32	29	27	34	38
	割合	20.8%	19.0%	17.3%	21.0%	21.1%
区分4	人数	26	26	30	31	33
	割合	16.9%	17.0%	19.2%	19.1%	18.3%
区分5	人数	28	22	21	18	21
	割合	18.2%	14.4%	13.5%	11.1%	11.7%
区分6	人数	37	45	48	52	54
	割合	24.0%	29.4%	30.8%	32.1%	30.0%
合計	人数	154	153	156	162	180

※各年度当初の人数

※障がい支援区分とは障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す6段階の区分（区分6が最も支援度合いが高い）

3 第2次東根市障がい者福祉計画の実施状況

第2次東根市障がい者福祉計画は、「ともに支えあい 自分らしく暮らす しあわせと安心のまちの実現に向けて」をメインテーマに、4つの基本目標を定めて実施してきました。

基本目標ごとの事業等の実施状況と、そこから見えてきた課題に関して精査した内容について必要に応じ、今期計画に反映させます。

基本目標1 安心して暮らせるまちにむけて

1. 在宅・福祉サービスの充実

(1) 相談支援体制の充実

相談支援事業所「りいぶる」が平成27年2月、相談支援事業所「あかり」が平成27年10月に新規に開設され、現在、市内には「大げやきの家」を含めた合計3か所の相談支援事業所が設置されています。これにより、障がい者やその家族の様々な相談に対応できるようになり、ライフステージや障がい者の状況に即した情報提供や支援につなげることができるようになりました。

(2) 福祉サービスの充実

障がい者の地域生活支援を目的として、事業所と連携しながら、各種サービスの質的向上と量的確保に努めてきました。また、障がい児支援についても、児童発達支援センターが平成30年度に1か所設置され、障がい児通所サービスについても児童発達事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が6か所増設され、利用者も増加しています。

(3) 権利擁護の向上

東根市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を令和元年6月に制定し、障がいに対する理解、及び差別禁止に対する啓発の取り組みを行っています。

令和4年度には成年後見センターを設置し、相談体制の充実に努めています。また、成年後見制度の利用が必要になった際に、成年後見等の申し立てが困難な場合は、市が代わって申し立てを行うとともに、後見人等の報酬を負担することが困難な場合に助成を行う制度を構築しています。

○課題

・市民への障がい者や障がいに対する理解を図るため、周知啓発をより一層充実させていく必要があります。また、障がいのある人もない人もお互いに助け合いながら共生する社会をつくるため、引き続き各種サービスの質的向上と量的確保に努める必要があります。

2. 保健・医療の充実

(1) 保健サービスの充実

特定健康診査等を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の早期発見や早期治療につなげています。

(2) 医療の充実

人工透析の通院に係る交通費の助成や、重度在宅酸素に係る費用の一部補助など、医療を受けるにあたり必要な通院支援等を行っています。

また、医療行為を必要とする障がい者等には、自立支援医療制度や重度心身障がい（児）者医療給付制度により医療費の負担軽減を図っています。

(3) 心の健康づくりの充実

東根市自殺対策推進会議を毎年開催しているほか、いのち支える東根市自殺対策計画を策定し、命と心を守る事業の啓発や取り組みを行っています。

○課題

・特定健康診査の受診勧奨を、SNS等を活用した周知により、受診率向上につなげていく必要があります。また、生活習慣病に関する相談につなげていくため対象者に寄り添った継続的な呼びかけを行っていく必要があります。

3. 生活環境の整備

(1) 住宅施策の充実

日常生活用具等の助成により、住宅の段差解消や手すり設置など、障がいの状況に合わせた生活環境の整備を推進しています。

(2) 防災の充実・防犯対策の充実

災害時の避難所開設について、特別な配慮を必要とする避難者に対しては、福祉避難所を開設し、必要な支援を行えるよう体制整備を行っています。

防犯意識の高揚を図る広報啓発活動を行うとともに、消費生活に関する身近な相談窓口として消費生活センターを設置しています。

○課題

・災害時の避難所開設に係る具体的な手順等について、実効性のあるものにしていくために、引き続き検討する必要があります。また、障がい者が消費者被害に遭わないように、支援者等が障がい者に必要な情報を適正に伝えるための取り組みを行っていく必要があります。

基本目標2 自分らしく学び・働くために

1. 障がい児の教育・療育の充実

(1) 保育・療育の充実

公立及び認可保育園での障がい児の受入れ継続や、ひがしね認定こども園の開設による医療的ケア児の受入れを行うなどの保育の充実が図られています。加えて、放課後等デイサービス事業所の増設による療育の充実が図られています。

(2) 障がい児教育の充実

市内全ての小学校に対しスクールサポーターの配置を行い、さらには山形県立楯岡特別支援学校が本校化したことにより、すこやかに成長していくための個々の障がい特性に配慮したきめ細やかな教育を行っています。

○課題

・特別な支援を必要としている児童のニーズを把握し、福祉サービス提供体制の充実を図っていく必要があります。また、インクルーシブ教育の実施にあたっては、特別支援教育に携わる教員以外の教員等も基礎的な特別支援教育を学ぶとともに、幼稚園や保育所との連携を図っていく必要があります。

2. 雇用・就労の充実

(1) 一般就労支援の充実

各相談支援事業所や公共職業安定所、または山形県立楯岡特別支援学校高等部と連携を強化し、就労先への障がいに対する理解の啓発活動を行いながら、雇用枠を確保し、一般就労に向けた支援を図っています。

(2) 福祉的就労の充実

福祉サービス事業所との連携を図り、障がいの特性に配慮した就労先をアセスメントすることにより、福祉的就労の充実が図られています。

○課題

・民間事業者に対し、障がいに対する理解を深め、障がい者への雇用意識の醸成を図るために関係機関と連携しながら啓発を進め、雇用を促進させていく必要があります。また、障がい者の就労を定着させるため、障がいの特性に応じた業務の配分等について配慮がなされるよう関係機関と連携しながら障がい福祉サービスを活用した支援を行っていく必要があります。

基本目標3 こころの豊かな交流の充実

1. バリアフリーのまちづくり推進

(1) 心のバリアフリーの推進

障がい者週間（12月3日～9日）に障がい特性や障がい者の権利擁護、福祉サービス事業所等の活動状況について庁舎内に掲示し、市民に対し障がいに対して学ぶ機会をつくるとともに障がいに対する理解の促進を図っています。

また、障がい者が災害時や日常生活の中で、周囲の人に援助や配慮が必要であることを知らせる際に活用するヘルプマークやヘルプカードの配布を行っています。

(2) 建築物等のバリアフリー化の推進

公共施設について、各施設の改修や補修等に合わせてバリアフリー化を進めるよう周知を行っています。

(3) 情報のバリアフリーの推進

手話通訳者や要約筆記奉仕員を必要に応じて派遣し、聴覚障がい者の円滑な意思疎通の支援を行っています。また、市報の音声版「声の広報」を作成し、視覚障がい者に対しても市政の情報が提供できるよう取り組んでいます。

○課題

・市民や民間事業者に対し、障がいに対する理解を深めてもらい、建築物のバリアフリー化や情報のバリアフリー化を促進していくために、周知等に取り組んでいく必要があります。

2. 社会参加活動の促進

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

各種スポーツイベント等に対し、手話通訳者や要約筆記奉仕員等の派遣を行い、障がい者が参加しやすい環境整備を行っています。また、ボッチャやカローリング、モルックなどのパラスポーツを楽しむことのできるインクルーシブ教室を総合型地域スポーツクラブ「マイ・スポーツひがしね」で開催しています。

(2) 交流活動の充実

ボランティア手話サークルに対する講師派遣を行うなど、交流活動を支援しています。

(3) 移動支援の充実

障がい福祉サービス事業者等と連携し、移動支援事業を実施しているほか、福祉タクシー券の交付等を行い、障がい者の外出活動を支援しています。

○課題

・障がいのある人とない人の交流の機会をより多く確保するとともに、その内容を充実させていく必要があります。また、交流事業への多くの参加者を確保するため、広報等の周知を

工夫しながら参加への呼びかけを行っていく必要があります。

基本目標4 ともに支えあうまちへ

1. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の整備

市社会福祉協議会を中心に、ボランティア団体や障がい者団体等の市民活動団体と連携を図りながら、市民と協働のまちづくりを行うべく施策の推進に取り組んでいます。

○課題

・市社会福祉協議会等と連携を図りながら、障がい者のニーズに応じた多様なボランティア活動の支援やボランティアの人材育成を図る必要があります。また、障がいの特性に合わせたライフステージの変化に応じ、支援がスムーズに進められるように関係機関との情報共有や連携をより一層図っていく必要があります。

第3章 障がい者福祉計画

1 計画の基本理念

障害者基本法では、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する「地域社会における共生」の理念が掲げられ、差別の禁止と合理的配慮の提供が規定されています。それに基づき東根市では、社会参加の確保、生活の選択の確保、意思疎通の手段の確保などの障がい福祉施策、及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を展開していきます。

また、第5次東根市総合計画で掲げた「みんな元気にいきいき暮らす 健やかですみよいまち」を目指し、障がい者が地域社会の一員として自立した生活を送れるよう支援を行うことで、地域共生社会の実現を目指します。

本計画では、前計画から踏襲した「ともに支えあい 自分らしく暮らす しあわせと安心のまちの実現」を目指すため、次のように計画目標を定めます。

2 計画の目標

本計画における基本理念を実現するため、東根市の障がい者の現況と、今後取り組むべき施策の内容を踏まえ、以下の3つの基本目標を掲げ、障がいの有無にかかわらず地域全体で支え合う共生社会を目指します。

基本目標1 障がい者が自らの選択により、地域住民の一人として生活できる環境の促進

- ・相談支援体制等の充実や、在宅福祉サービスの充実
- ・雇用先の充実や、一般就労に向けたサービスの充実
- ・保健・医療体制の充実や、心のケア体制の充実
- ・教育、保育、療育環境の充実

基本目標2 障がい者の社会参加の推進

- ・福祉タクシー等の社会参加活動のための移動手段の確保と充実
- ・スポーツやレクリエーション等の交流活動の充実

基本目標 3 障がい者を受入れる地域社会の形成、充実

- ・障がいに対する理解と差別に対する啓発活動の推進
- ・建築物や道路等のバリアフリー化の推進
- ・ボランティア活動の推進と地域活動啓発の推進
- ・災害時、緊急時等の対策の推進

3 施策の体系

上記の基本目標を踏まえ、施策の体系として次の3点から目標実現に向けて積極的に施策を推進していきます。

基本目標	基本施策	
1. 障がい者が自らの選択により、地域住民の一人として生活できる環境の促進	基本施策1 自立に向けたサービスの充実と環境の整備 本人の能力を育て、かつ能力を発揮するための施策の推進	(1) 自立した生活支援の充実 (2) 相談・情報提供体制の充実 (3) 経済的自立に向けた支援の充実 (4) 保健・医療サービスとの連携 (5) 障がいのある児童への支援の充実 (6) 働く場の確保
2. 障がい者の社会参加の推進	基本施策2 社会参加の機会の確保 移動支援やスポーツ・レクリエーション等への参加を充実させる施策の推進	(1) 社会参加のための手段の確保 (2) 社会参加の機会の拡大
3. 障がい者を受入れる地域社会の形成、充実	基本施策3 地域で支え合う仕組みの構築 社会全体で障がい者を支えていくための施策の推進	(1) 差別の解消と権利擁護の推進 (2) バリアフリー化の推進 (3) 啓発・広報活動の推進 (4) ボランティア活動の支援 (5) 防災・防犯・緊急時の対策の推進

4 施策の展開

基本施策1 自立に向けたサービスの充実と環境の整備

(1) 自立した生活支援の充実

障がい福祉サービスは障害者総合支援法などにに基づき行われており、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者だけでなく難病患者もサービスの対象者に加え、日常生活や社会生活を総合的に支援しています。

平成30年4月から障害者総合支援法では障がい者が自らの望む地域で生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスに「自立生活援助」と「就労定着支援」が追加されることにより、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られました。

また、障害者総合支援法及び介護保険法の改正により平成30年4月から「共生型サービス」が創設されました。「共生型サービス」は地域共生社会の実現に向けた取組みのひとつで、同一の事業所で障がい福祉と介護保険の両方のサービスを一体的に提供するものです。これにより、障がい福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する利用者が、同一事業所から双方のサービスを受けることが可能となり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた地域資源の有効活用が期待されます。

このような状況を踏まえ、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、在宅生活への支援や生活介護や就労支援など日中活動の場の確保や補装具等給付の充実など、障がい福祉サービス利用者の個々のニーズに応じたきめ細かい支援の提供を行います。

日常生活及び社会生活に必要なサービスの提供体制を充実し、こどもから高齢者まであらゆる世代の人たちが障がいの有無にかかわらず地域社会の一員として健康でいきいきと暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等の制度の枠にとらわれず横断的に連携し、切れ目のない支援に努めます。

(2) 相談・情報提供体制の充実

障がい者やその家族のための総合相談窓口として、市内に2カ所、市外に1カ所の相談支援事業所を設置していますが、相談支援事業所への相談件数は年々増加しています。このほか、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員等、各地域の中に身近に相談できる体制の整備に努めています。

相談体制を充実するためには、地域の身近な場所においてワンストップで用事が済む相談窓口の設置や、適切なアドバイスができる人材が求められています。今後も障がい者の様々

な相談に対応すべく、相談支援事業所をはじめとする相談窓口の周知を図り、相談体制の充実に努めます。また、精神保健福祉やひきこもり、難病等の相談においては、適切な医療や障がい福祉サービスにつながるように医療機関との連携を図ります。

障がい者の高齢化に対応する支援については、地域包括支援センター及び介護支援専門員等と、相談支援事業所が互いの制度の理解を深めるとともに支援に必要な情報共有に努め、相談体制の連携強化を図ります。高齢による障がいの重度化や親亡き後等にあっても、障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活を送れるよう、地域全体で障がい者を支えるために必要な機能を備えた体制（地域生活支援拠点等整備）の整備を進め、その調整機能を持つ基幹系相談支援センターを設置します。

（３）経済的自立に向けた支援の充実

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、生活基盤が安定する必要があることから経済的自立に向けた支援を行うことは重要です。各種手当・給付の制度に基づき支給事業を実施し、必要な方に必要な支援が届くように、市報やホームページ等により周知を図ります。

（４）保健・医療サービスとの連携

人生を豊かにいきいきと生活するために必要なものは健康であることから、それに必要な健康づくり、疾病予防、治療、リハビリテーション、在宅ケアといった保健・医療サービスをライフステージに応じて提供していく必要があります。

また、障がいの予防、早期発見を図るため特定健診受診勧奨を行い、各種健診後の相談体制の充実や医療機関との連携を図ります。

近年、発達障がいについての理解が進んだことにより発達障がいの疑いのある児童の受診及び発達支援へのニーズが高まっています。発達障がい児の専門医療機関である山形県立こども医療療育センター小児科への受診希望者の増加により、初診待ちの期間が長期化している状況です。市においては、乳幼児健診体制の充実と保健、医療、福祉の各関係機関の連携強化を図りながら、発達障がい等の早期発見と早期療育に努めます。

また、生活習慣病（脳血管疾患や心疾患など）を原因とする障がいの発生を予防するため健診体制を整備し、早期発見と早期治療に努め、生活習慣の改善が必要な方に対しては健康相談、健康教育、訪問指導などの保健指導を実施していきます。

障がい者は医療機関へ通院・入院するケースが多く、医療費が大きな負担となることから、自立支援医療や重度心身障がい(児)者医療等の制度で、医療費の負担軽減を図ります。

(5) 障がいのある児童への支援の充実

障がいのある児童の支援においては障がいを早期に発見し適切な療育を行うことで、障がいの軽減や社会適応能力の向上等が期待できることから、早期発見・早期療育の促進が重要です。

心身に障がいのある児童や発達の遅れが気になる児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児通所サービスを利用する児童は年々増加していることから、サービス提供体制の一層の充実に努めます。

医療技術等の進歩を背景として、日常的に医療的ケアが必要な児童が全国的に増加していることから、医療的ケア児とその家族の意思が尊重された支援に努めます。保育所や認定こども園、小・中学校等や障がい児通所サービス事業者と連携し、子どもの状況に応じた切れ目のない支援を提供する体制整備を進めます。

また、公認心理師(臨床心理士)や保健師が保育所等を巡回し、保育士等に対し発達の遅れや障がいの疑われる児童への関わり方の指導や助言、必要な情報の提供を行い、保育の質の向上に取り組みます。あわせて、3歳児健康診査時に発達障がいの早期発見、支援を行うとともに、保護者からの相談を受け適切な支援や療育につなげます。

(6) 働く場の確保

障がい者の一般就労に向けた雇用対策は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は進んで障がい者の雇用に努めるとともに、法定雇用率に相当する障がい者の雇用をしなければならないとされ、障がい者雇用の推進が図られてきていますが雇用先の確保は依然として厳しい状況にあります。ハローワークをはじめとする労働関係機関と連携し、障がい者雇用に関する支援制度の周知を図ることにより雇用、就労を促進していきます。

働く場の確保は社会への参加、生きがいを与えてくれるものであり、それぞれの能力に応じた一般就労や福祉的就労の場の確保や就労定着支援などに引き続き取り組んでいく必要があります。一般企業への就労が難しい方のために福祉的就労については市内に事業所が開設され、提供体制の整備が図られてきています。また、就労移行支援や就労継続支援のサービスなど、一般就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や一般就労が難しい方に対する生産活動と訓練の場の周知を図り、サービス利用を促進します。

基本施策2 社会参加の機会の確保

(1) 社会参加のための手段の確保

障がい者が生きがいのある充実した生活を送れるために、移動やコミュニケーションの手段を確保することは、日常生活の行動範囲を広げ、積極的な社会参加を進めるうえで重要なことです。

交通手段に応じた移動の支援事業として、福祉タクシー利用券や自家用自動車への給油券の交付、自動車改造費の助成、自動車運転免許取得費用の助成等を引き続き実施してまいります。タクシー運賃や鉄道運賃等の割引制度についても、障がいの程度や種類によって差異があるため、丁寧な周知に努めます。

聴覚障がい者に対するコミュニケーション手段の確保として、手話通訳者、要約筆記者を派遣するほか、手話ボランティア養成講座を開催し、人材の育成に努めます。さらに、福祉課窓口到手話通訳者を配置するなど、相談時の円滑な意思疎通支援の確保を図ります。また、視覚障がい者に対しては、移動支援事業において同行援護などの支援を行います。

(2) 社会参加の機会の拡大

障がい者がスポーツ・レクリエーションや文化活動に参加することは、自立や社会参加を促進するとともに、生きがいのある生活を送る上でも大きな効果が期待されます。

市では障害者手帳所持者等に対し、市の体育施設・文化施設の個人使用料等の無料化を継続し、障がい者団体が行うスポーツ・レクリエーション大会の運営を支援するなど、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支援してまいります。

また、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に公布、施行されたことから、機会をとらえて障がい者の作品の発表の機会の確保にも努めてまいります。

基本施策3 地域で支え合う仕組みの構築

(1) 差別の解消と権利擁護の推進

平成28年4月に全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする障害者差別解消法が施行されました。

市においても令和元年6月に東根市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を施行し、「障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を推進することにより、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことのできる社会の実現」を目指しています。障がいを理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう、差別解消を推進するための広報・周知を強化し、市民全体の意識の高揚を図

っていきます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者虐待に関する相談・通報の制度の周知に努め、関係機関等との連携を強化し、虐待を防止するための体制づくりを進めます。

さらに障がい者の権利擁護や財産管理の支援については、東根市成年後見センターと連携しながら、東根市成年後見制度利用支援事業の活用などにより要支援者の福祉の増進を図ります。

(2) バリアフリー化の推進

障がい者が身近な地域で安心して生活していくためには建築物、道路、情報等のバリアフリー化の促進による住みよい生活環境づくりが重要です。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や山形県みんなにやさしいまちづくり条例などに基づき、すべての人が快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設等のバリアフリー化をさらに推進します。

また、居宅におけるバリアフリーのための住宅改修に係る給付を行います。

情報の障壁をなくすための施策としては、日常生活用具給付等事業として視覚障がい者、聴覚障がい者に対する各種情報機器の給付を行うほか、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を実施します。

(3) 啓発・広報活動の推進

障がい者が地域で生活していくためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが重要です。

差別・偏見や疎外感をなくすためには、障がいや病気についての周囲の人の理解を深めることが必要であり、差別解消に関する広報・啓発や、県で配布している「ヘルプマーク」の周知とあわせて、市独自の取り組みである「ヘルプカード」の周知を図っていきます。

また、障がい者週間（12月3日～9日）に、庁舎1階フロアに障がい者関連事業所等の紹介や、車いすの体験コーナーなど、障がいに対する理解に向けた啓発活動を行っていきます。

なお、障がい者アンケート調査の中において「差別や偏見を感じたことがある」との回答の中で一番割合が高かった「教育の場」においては、市内小中学校と連携し、引き続き障がい者に対する理解の促進に努めていきます。

(4) ボランティア活動の支援

障がい者の地域生活を支えるためには、行政による障がい福祉サービスの支援だけでなく、ボランティア活動による地域での助け合い、支え合いが必要です。

一般市民へのアンケート調査では、障がい者に対するボランティア活動を実際に行ったことがある、行ったことはないが関心はある、との回答が約4割を占め、ボランティア活動への関心の高さが伺えます。

地域住民、学校、企業、団体、行政がボランティア活動を通して互いに協力し、地域課題に取り組んでいけるよう引き続き社会福祉協議会等と連携しながらボランティア意識の高揚を図ります。

(5) 防災・防犯・緊急時の対策の推進

障がい者が地域で安心して社会生活を営むためには、安全な暮らしを支える環境づくりが重要です。

防災対策としては、障がい者などに対する避難誘導、災害時のコミュニケーション手段の確保などの様々な課題に対応していくために、行政、自主防災会、民生委員・児童委員、福祉団体等の連携を強化し、地域における支援体制の整備に努めます。また、障がい者が適切な避難行動をとれるように要支援者に対し適切な情報を提供するための取り組みを進めます。

防犯対策としては、関係団体や警察と連携して啓発活動を推進し、防犯対策の充実を図ります。また、障がい者の消費生活に関する支援としては、身近な相談窓口として消費生活センターを設置していることから、防犯意識の普及啓発と消費者被害防止に努めます。

また、緊急時の対応として、緊急通報体制等整備事業やファクシミリ等による消防への通報体制の整備などにより、様々な障がいに対応できるように配慮しながら、継続的に支援していきます。

5 目標とする指標

指標1 障害福祉サービス等の必要な見込量

種 類	令和4年度 実績	令和11年度 見込量
自立訓練利用累計人数（人／年） （機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	84人	168人
生活介護利用累計人数（人／年）	1,056人	1,308人
就労継続支援利用累計人数（人／年） （就労継続支援A型・B型）	1,356人	2,028人

※ 第4章障がい福祉計画及び障がい児福祉計画のP39・40・41・42参照

指標2 社会参加の機会の拡充

種 類	令和4年度 実績	令和11年度 見込量
移動支援（個別支援）の利用時間 （時間／年）	155時間	169時間
手話通訳者等派遣件数（件／年）	67件	70件

※ 第4章障がい福祉計画及び障がい児福祉計画のP51・53参照

指標3 地域で支え合う仕組み

種 類	令和4年度 実績	令和11年度 見込量
地域生活移行者数 （施設入所からGHなどに移行）	0人	5人 （令和11年度までの 累計移行者数）
施設入所者数（人／年）	54人	50人 （令和4年度から約8% の減少）

※ 第4章障がい福祉計画及び障がい児福祉計画のP31参照

6 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた体制

障がい者福祉に係る諸施策は、行政の関係各部門による横断的な連携はもちろん、市民、福祉事業者、障がい者団体、民生委員・児童委員、地域の自治組織、社会福祉団体、ボランティア団体、保健、医療、教育、労働などの関係機関が力を合わせて、ともに推進していく必要があります。

さらに、国や県の制度に係る障がい福祉施策については、国や県と連携を図りながら進めていく必要があります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては「第7期東根市障がい福祉計画」及び「第3期東根市障がい児福祉計画」の次期見直しを図る令和8年度が計画中間期となるため、そこで進捗状況を確認し、解決すべき課題に対する具体的な対応について必要に応じ協議することとします。

第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1 計画の基本理念

障害者総合支援法および児童福祉法の基本理念、国の基本指針に基づき、サービスの基盤整備に関わる基本的な考え、及び障がい者福祉計画の基本目標を踏まえ、次のとおり基本理念を定めます。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに自立と社会参加の実現を目指し、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を推進します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の障がい者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、今後は障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた中長期的な視点に立った継続した支援の確保に努めていきます。

(4) 障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。そのためにも障がい児およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から支援できるように障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

(5) 障がい福祉人材の確保

障がい者の高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、関係者が協力し、提供体制の確保と併せて人材の確保を進めます。

(6) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため、個性や能力の発揮が出来るよう多様なニーズを踏まえて支援を図ります。

(7) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進します。

2 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

(1) ニーズに応じた訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援)の充実を図り、障がい者等のニーズに応じたサービスを保障します。

(2) ニーズに応じた日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援および地域活動支援センターで提供されるサービス)の充実を図り、障がい者等のニーズに応じたサービスを保障します。

(3) グループホーム等の充実および地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場となる共同生活援助(グループホーム)等の居住系サービスの確保に努めるとともに、自立生活援助等の推進により、入所等から地域生活への移行を進め、地域生活支援の機能強化のため地域生活支援拠点等の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業および就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行およびその定着を進めます。

(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物およびギャンブル等の依存症対策について、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症の者、または依存症の疑いがある者およびその家族等に対する支援を行います。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設等（障がい者支援施設、児童福祉施設、療養介護を行う病院）に入所または精神科病院に入院している障がい者等の数を勘案した上で、計画的に地域移行可能なサービスの提供体制の確保および自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援を行うため、関係機関による連携体制の確保を図ります。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障がい児の障がい種別や年齢別等の多様なニーズに応じて、障がい児通所支援等の支援を身近な場所で受けられるように、支援体制整備を進めます。

また、障がい児に係る地域における中核的な支援施設として、児童発達支援センターを設置し、障がい児通所支援等を実施する事業所間の緊密な連携による重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した障がい児への支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施設との緊密な連携を図ります。また、障がい児の早期の発見および支援並びに健全な育成を進めるため、関係機関による連携体制の確保を図ります。

(3) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所が保育所や学校等の育ちの場で支援に協力できるような体制を構築し、障がい児の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

特別な支援が必要な障がい児（重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児、虐待を受けた障がい児）が身近な地域で必要な支援が受けられるように、その人数やニーズを把握するとともに、支援体制の充実を図ります。また適切な支援のために保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置し、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を進めます。

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても、質の確保およびその向上を図りながら、支援の提供体制の充実を図ります。

5 令和8年度までの数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設入所者のうちグループホーム、一般住宅等へ移行が見込める者に対し、地域生活への移行を進めます。

＝第6期計画の実績＝（令和5年11月末現在）

第6期計画では、「令和元年度末の施設入所者数 52 人の 7.7%である 4 人が地域生活に移行すること」、「令和元年度末の施設入所者 52 人の 1.92%を削減した 51 人を施設入所者とするこ」とを目標としていました。この期間の実績としては、地域生活移行者数は0人、施設入所者数は新規入所があったため微増となっています。

◆第6期の計画値と実績

項目	計画値	実績
地域生活移行者数	4人	0人
施設入所者数	51人	54人

＝第7期計画の目標＝

国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の 6.0%以上が地域生活へ移行することを基本としています。また、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から 5.0%以上削減するものとしています。

この基本方針を踏まえ、本市では令和4年度末の施設入所者数 54 人の 6.9%である 4 人が地域生活に移行することを目指します。また、令和8年度末の施設入所者数の目標値を、令和4年度末の施設入所者 54 人から 5.17%削減し、51 人と設定します。

◆第7期の目標値

項目	目標値	備考
地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等へ移行する数
移行者割合	6.9%	令和8年度末移行目標割合
施設入所者数	51人	令和8年度末の施設入所者数
削減割合	5.17%	令和8年度末の削減割合

(2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

＝第6期計画の実績＝（令和5年11月末現在）

相談機能や緊急時の受入れ・対応、体験の機会・体験の場、専門的な人材の確保・養成、地域の体制作り等の集約を担う地域生活支援拠点等を令和5年度末までに整備することを目標としていました。本市では北村山地域自立支援協議会において北村山地域で連携し、広域での設置を計画していますが、実績は未設置となっています。

◆第6期の計画値と実績

項目	計画値	実績
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	0か所

＝第7期計画の目標＝

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本としています。

この基本指針を踏まえ、本市では令和8年度末までに北村山地域で連携し、地域生活支援拠点等を1か所確保し、運用状況の検証および検討を年2回実施することを目標とします。

◆第7期の目標値

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備数	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討	年2回

(3) 福祉サービスから一般就労への移行等

障がい者等の自立支援の観点から、就労継続支援事業所や就労移行支援等の福祉サービス利用者の一般就労への移行を進めます。

＝第6期計画の実績＝

第6期計画では、令和元年度に福祉サービスから一般就労へ移行する者の目標値は国の基本指針により10人としていましたが、令和5年11月末現在での実績は4人となっています。

◆第6期の計画値と実績

項目	計画値	実績
福祉サービスから一般就労への移行人数	10人	4人

＝第7期計画の目標＝

国の基本指針では、令和8年度中に福祉サービスから一般就労に移行する者の目標値を令和4年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

なお、サービス種別ごとの目標値は以下のとおりです。

令和8年度の就労移行支援事業利用者のうち、一般就労に移行する者の目標値を令和4年度の移行実績の1.31倍以上とすることを基本としています。本市における令和4年度の就労移行支援事業利用者のうち、一般就労に移行した者は2人であるため、令和8年度の目標値を3人と設定します。

◆第7期の目標値

項 目	目標値
就労移行支援から一般就労への移行人数	3人

令和8年度の就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行する者の目標値を、令和4年度の移行実績の1.29倍以上とすることを基本としています。本市における令和4年度の就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者は1人であるため、令和8年度の目標値を2人と設定します。

◆第7期の目標値

項 目	目標値
就労継続支援A型から一般就労への移行人数	2人

令和8年度中の就労継続支援B型事業利用者のうち、一般就労に移行する者の目標値を、令和4年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本としています。本市における令和元年度の就労継続支援B型事業利用者のうち、一般就労に移行した者は0人であるため、令和8年度の目標値を1人と設定します。

◆第7期の目標値

項 目	目標値
就労継続支援B型から一般就労への移行人数	1人

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

＝第6期計画の実績＝（令和5年11月末現在）

障がい児支援において、地域の中で中核的な機能を担う児童発達支援センターを令和5年度末までに設置することを目標としていました。実績は1か所設置済みとなっています。

◆第6期の計画値と実績

項目	計画値	実績
児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所

＝第7期計画の目標＝

国の基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。本市では平成30年に児童発達支援センターが1か所設置されました。引続き児童発達支援センターが障がい児に係る包括的な支援を行い、早期の療育につながるよう関係機関との連携を強化します。

(5) 重症心身障がい児支援事業所の確保

＝第6期計画の実績＝（令和5年11月末現在）

令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標としていました。実績は1か所ずつ設置済みとなっています。

◆第6期の計画値と実績

項目	計画値	実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	1事業所	1事業所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1事業所	1事業所

＝第7期計画の目標＝

国の基本指針では、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。本市では各事業所について設置済みであるため、利用者からのニーズを満たせるよう今後も体制の整備と利用しやすい環境作りを目標とします。

(6) 医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置

＝第6期計画の実績＝（令和5年11月末現在）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度末までに設置することを目標としていました。ケース毎に関係機関が集まり、アセスメントは行っていますが、協議体としては未設置となっています。また、医療的ケア児コーディネーターについては現在1名が配置されています。

◆第6期の計画値と実績

項目	計画値	実績
保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 協議体	0 協議体

＝第7期計画の目標＝

国の基本指針では、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。本市では、協議の場を設置し、医療的ケア児等コーディネーターを2名配置することを目標とします。

◆第7期の目標値

項目	目標値
保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 協議体
医療的ケア児等コーディネーターの配置	2 名

(7) 相談支援体制の充実・強化等

＝第7期計画の目標＝

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施することを基本としています。本市では、北村山地域自立支援協議会において北村山地域で連携し、基幹相談支援センターを設置し、実施体制の確保を目標とします。

◆第7期の目標値

項目	内容
総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する	北村山地域で連携して基幹相談支援センターを設置し、実施体制を確保する

(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

＝第7期計画の目標＝

国の基本指針では、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

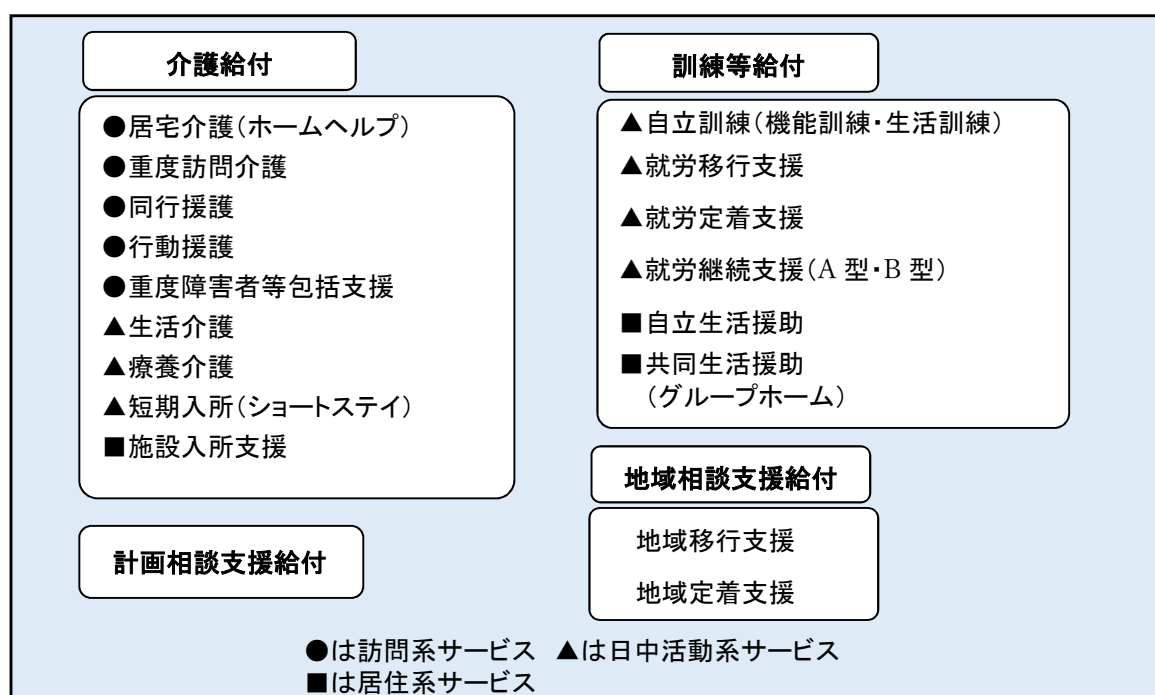
数値目標は設定されていませんが、多様化する障がい福祉サービス等の具体的内容をしっかり理解したうえで利用者に提供できるよう、県と連携し、研修会への参加・情報の共有に努めていきます。

6 障がい福祉サービスの見込量(活動指標)と確保策

(1) 障がい福祉サービスの事業体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成に係る「計画相談支援給付」、地域生活移行を支援する「地域相談支援給付」の4つのサービスに大きく分かれます。

【障害者総合支援法による福祉サービス】



(2) 障がい福祉サービスの内容等

障がい福祉サービスの見込量は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基本とし、障がい者の利用意向、新規サービスの新設などを勘案した上で設定しています。

【訪問系サービス】

○サービスの内容

イ 居宅介護

障がい者の家庭にヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事などの身体介護や家事援助、通院介助を行います。

ロ 重度訪問介護

重度の障がい者で、常に介護を必要とする障がい者の家庭にヘルパーを派遣し、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における移動中の介護を行います。

ハ 同行援護

視覚障がいにより移動が困難で、外出時の同行、移動に必要な情報提供など、移動の援護を行います。

ニ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする障がい者に対し、危険を回避するために必要な支援や外出時における移動中の介護などを行います。

ホ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、①意思疎通を図ることに著しい支障がある ②四肢の麻痺または寝たきりの状態にある ③知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者に対し、居宅介護等を包括的に提供します。

○サービスの見込量

実績を基に、利用ニーズ、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、利用者数および見込量を設定しています。

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	利用人数 (人/月)	39	43	44	45	46	47
	利用時間 (時間/月)	447	452	461	470	479	488

※令和5年度の数値は令和5年11月末までの実績を基に見込んだ数値です。

(以下の表についても同様です)

○実績と見込みについて

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
重度訪問介護	利用人数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
	利用時間 (時間/月)	179	186	186	279	279	279
同行援護	利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
	利用時間 (時間/月)	8	12	12	15	15	15
行動援護	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスにおいては、令和3年度から令和5年度まで、利用人数・利用時間ともに微増しており、令和6年度以降についても増加するものと見込んでいます。

行動援護、重度障害者等包括支援については近隣に事業所がないこともあり、新規での利用が見込めないことから、実績・見込量とも0としています。

《訪問系サービス確保の方策》

障がい者の地域生活の充実に大きく関わっている訪問系サービスについては、サービスを必要とする方が適切に利用できるよう、ニーズに応じたサービス提供を目指します。また、サービス提供事業者と連携し、サービスの提供体制の充実や質の向上を図ります。

【日中活動系サービス】

① 生活介護

○内 容：常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作・生産活動の機会を提供します。

○対 象 者：障害支援区分3（50歳以上は区分2）以上の者。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 6 期計画			第 7 期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
生活介護	利用人数 (人/月)	88	88	91	94	97	100
	利用日数 (日/月)	1,628	1,604	1,658	1,712	1,766	1,820

○実績と見込みについて

生活介護の利用は、新型コロナウイルス感染拡大により利用を控えた傾向があり一定で推移しています。今後はコロナ禍前の状況に戻っていくことが予想され、そこに家族の高齢化によるニーズの増加なども加わり、微増していくものと見込んでいます。

② 自立訓練（機能訓練）

○内 容：地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（原則 18 ヶ月以内）行います。

○対 象 者：身体障がい者または難病等対象者のうち、入所施設・病院を退所・退院した者や特別支援学校を卒業した者等であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 6 期計画			第 7 期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (日/月)	0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

近隣にサービス提供事業所がなく、利用実績もありませんが、必要なときにサービスを利用できる体制整備に努めていきます。

③ 自立訓練（生活訓練）

○内 容：地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（原則 24 ヶ月以内）行います。

○対 象 者：知的障がい者または精神障がい者であり、入所施設・病院を退所・退院した者や特別支援学校を卒業した者等であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 6 期計画			第 7 期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
自立訓練 (生活訓練)	利用人数 (人/月)	5	7	8	9	10	11
	利用日数 (日/月)	151	135	148	161	174	187

○実績と見込みについて

令和元年度より市内にサービス提供事業所が新設され、利用人数・日数ともに微増しており、今後も利用者の増加が見込まれます。

④ 就労移行支援

○内 容：一定期間（原則 24 ヶ月以内）、生産活動や職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その他適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

○対 象 者：一般就労を希望しており、知識・技術の習得、就労等が見込まれる 65 歳未満の者。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 6 期計画			第 7 期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
就労移行支援	利用人数 (人/月)	9	11	11	12	12	12
	利用日数 (日/月)	131	182	182	189	189	189

○実績と見込みについて

令和元年度から市内に事業所が新設されたことにより、一般就労を目指す利用者からのニーズが高まっています。今後も利用人数、利用日数の増加が見込まれます。

⑤ 就労定着支援

○内 容：障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

○対 象 者：就労移行支援事業の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
就労定着支援	利用人数 (人/月)	4	5	6	7	8	9

○実績と見込みについて

平成30年度から開始した事業のため実績が少ない状況ではあるが、一般就労へ移行した利用者が不安を解消しながら就労定着するための支援のニーズは高まってきており、今後も体制整備に努めていきます。

⑥ 就労継続支援A型

○内 容：一般就労は困難であるが、雇用契約に基づく就労は可能である者に対して、雇用契約の締結による生産活動等の機会の提供および就労等に必要な知識・能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

○対 象 者：①就労移行支援事業を利用したが、一般就労に結びつかなかった者。

②特別支援学校を卒業後、一般就労に結びつかなかった者。

③就労経験のある者で、現に雇用関係がない者等。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 A型	利用人数 (人/月)	34	35	35	36	36	36
	利用日数 (日/月)	721	722	722	739	739	739

○実績と見込みについて

利用人数・利用日数ともにほぼ一定であるため、令和6年度以降についても一定で推移するとして見込量を設定しています。

⑦ 就労継続支援B型

○内 容：一般就労および雇用契約に基づく就労（就労継続支援A型含む）が困難な者に対して、生産活動等の機会の提供および就労等に必要な知識・能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

○対 象 者：①就労経験があるが、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。

②50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者。

③①や②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメント

の結果、B型の利用が適当と判断された者等。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
就労継続支援 B型	利用人数 (人/月)	68	78	85	92	99	106
	利用日数 (日/月)	1,275	1,413	1,518	1,623	1,728	1,833

○実績と見込みについて

特別支援学校等の卒業後の進路として重要な役割を担っているため、今後利用ニーズは高まるものと捉えています。そのため、利用人数や利用日数の増加を見込んでいます。

⑧ 療養介護

○内 容：医療と常時介護を必要とする方に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活に必要な支援を行います。

○対 象 者：①ALS患者など呼吸管理を行っている障害支援区分6の者。

②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の者。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	9 年度
療養介護	利用人数 (人/月)	5	6	6	6	6	6

○実績と見込みについて

令和3年度から令和5年度までの実績では利用人数は一定で推移しています。今後も同様に推移していくものと見込んでいます。

⑨ 短期入所

○内 容：居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への一時的に入所を必要とする障がい者（児）を短期間施設入所させ、入浴や排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。

○対 象 者：①障害支援区分1以上の者。

②障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	9年度
短期入所	利用人数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
	利用日数 (日/月)	10	14	14	14	14	14

○実績と見込みについて

令和3年度から令和5年度までの実績はほぼ横ばいで推移しています。このサービスは日常的な利用に至っていない支給決定者が、介護者が病気等になった場合に必要とされるサービスであるため、今後も需要は一定数発生するものと見込んでいます。

《日中活動系サービス確保の方策》

障がい者の日中活動や就労の場を確保し、サービスを必要とする方が適切に利用できるよう、ニーズに応じたサービス提供を目指します。また、一般就労の拡大に向け、サービスの提供体制の充実や質の向上が図られるよう、サービス提供事業者と連携をしていきます。

【居住系サービス】

① 自立生活援助

○内 容：定期的に利用者の居宅を訪問し、課題の把握や必要な助言、医療機関等との連絡調整等を行います。

○対 象 者：障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

近隣にサービス提供事業所がなく、利用実績もありませんが、今後も利用者ニーズを把握し、体制整備に努めていきます。

② 施設入所支援

○内 容：施設に入所している障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、生活などに関する助言相談、その他必要な日常生活上の支援を行います。

○対象者：障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の者。

○サービスの見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	利用人数 (人/月)	54	54	54	53	52	51

○実績と見込みについて

令和3年度から令和5年度にかけて、施設入所者は一定で推移しました。令和8年度末において令和4年度末時点の施設入所者数の5.0%以上を削減することを目標とするという国の基本指針を踏まえ、微減の見込量を設定しています。

③ 共同生活援助

○内容：共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

○対象者：障がい者（身体障がい者にあたっては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスを利用したことがある者に限る）。

○サービスの見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	利用人数 (人/月)	28	27	27	27	27	28

○実績と見込みについて

実績に基づくと減少傾向ではありますが、家族の高齢化等に伴い、障がい者の単身世帯が増加していくことが予想され、今後も一定数の需要があるの見込んでいます。

《居住系サービス確保の方策》

施設入所支援については現在、市内に入所施設がないことから、利用者は市外の施設を利用しています。こうした現状から近隣の事業所と連携を図りながら、サービス提供の推進に努めます。

また、共同生活援助については、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向などを注視しつつ、必要量が確保できるよう事業者への働きかけを行います。

【相談支援】

① 計画相談支援

- 内 容：サービス等利用計画案の作成、サービス事業所等との連絡調整を行います。
- 対 象 者：障がい福祉サービスまたは地域相談支援事業を利用する障がい者。

② 地域移行支援

- 給付種類：地域相談支援給付
- 内 容：住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
- 対 象 者：障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者。

③ 地域定着支援

- 内 容：常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の対処を行います。
- 対 象 者：居宅において単身等で生活する障がい者。
- サービスの見込み量

【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援】

これまでの利用実績の推移を基に、利用ニーズ、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、見込み量を設定しています。

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	利用人数 (人/年)	684	756	616	1,092	1,260	1,428
地域移行支援		0	0	0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

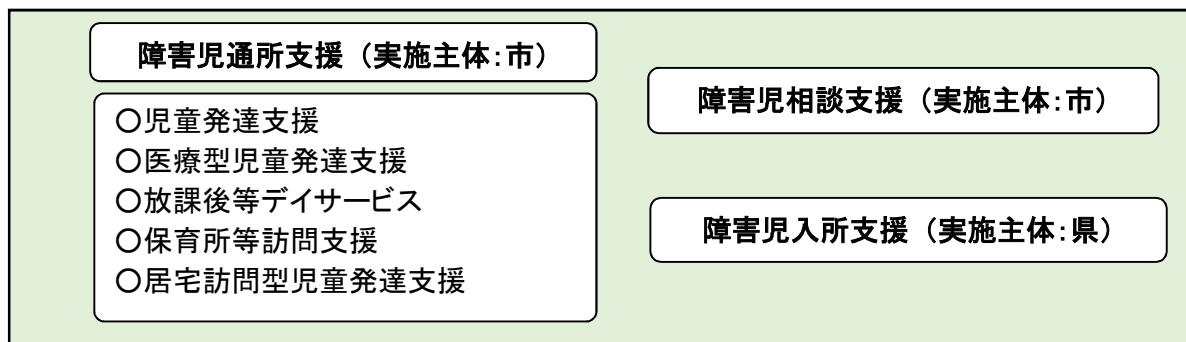
計画相談支援については増加傾向にあり、すべての障がい福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を設定しています。

地域移行支援・地域定着支援については、実績がありませんが、利用者ニーズを把握し、体制整備に努めていきます。

7 障がい児支援の見込量(活動指標)と確保策

(1) 児童福祉法に基づくサービスの事業体系

児童福祉法に基づくサービスは「障害児通所支援」、「障害児相談支援」、「障害児入所支援」の3つに分けることができます。市においては、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」を実施します。



(2) 障害児通所支援の内容等

① 児童発達支援

○内 容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

○対 象 者：療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学児。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	利用人数 (人/月)	60	64	64	66	68	70
	利用日数 (日/月)	490	454	531	551	571	591

○実績と見込みについて

令和3年度から令和5年度にかけて、利用人数・利用日数ともに増加しています。市内に事業所ができたことで、健康診査や子育て相談から療育へとつながる体制が定着しつつあり、増加傾向で推移すると見込んでいます。

② 医療型児童発達支援

○内 容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練および理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

○対 象 者：肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必

要であると認められた未就学児。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
医療型 児童発達支援	利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1
	利用日数 (日/月)	0	0	3	3	3	3

○実績と見込みについて

令和3年度と令和4年度は利用者がいませんでしたが、令和5年度に1名の利用開始がありました。今後も一定で推移すると見込んでいます。

③ 保育所等訪問支援

○内 容：保育所等への訪問により、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

○対 象 者：厚生労働省令で定める保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通い、専門的な支援が必要と認められた未就学児。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第6期計画			第7期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
保育所等訪問支援	利用人数 (人/月)	10	15	14	16	18	20
	利用日数 (日/月)	18	26	24	27	30	33

○実績と見込みについて

令和3年度から令和5年度にかけて、利用人数・利用日数ともに増加傾向にあります。市内に事業所ができたことで健康診査や子育て相談から療育へとつながる体制が定着しつつあり、今後も増加傾向で推移すると見込んでいます。

④ 放課後等デイサービス

○内 容：生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

○対 象 者：学校教育法第1条に規定している学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童・生徒。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 6 期計画			第 7 期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
放課後等 デイサービス	利用人数 (人/月)	97	101	115	124	133	142
	利用日数 (日/月)	1273	1268	1425	1501	1577	1653

○実績と見込みについて

市内に事業所が開設されたこともあり、利用人数は年々増加しています。今後も利用人数、利用日数は増加で推移するものと見込んでいます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

○内 容：障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

○対 象 者：重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 6 期計画			第 7 期計画		
		実績			見込量		
		3 年度	4 年度	※5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

近隣にサービス提供事業所がなく、利用実績もありませんが、対応できる事業所が開設された際には、必要なときにサービスを利用できる体制整備に努めていきます。

(3) 障害児相談支援の内容等

① 障害児相談支援

○内 容：障害児通所支援の申請に係る障がい児の心身の状況や、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した障害児支援利用計画を作成します。

○対 象 者：障害児通所支援の利用に係る障がい児の保護者

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 6 期 計 画			第 7 期 計 画		
		実 績			見 込 量		
		3 年 度	4 年 度	※ 5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
障害児相談支援	利用人数 (人/年)	344	459	533	628	723	817

○実績と見込みについて

市内に障害児相談支援事業所ができたことや、障害児通所の事業所が充実してきたこともあり、実績は伸びています。令和6年度以降も、利用人数は増加で推移するものと見込んでいます。

《障害児通所支援の確保の方策》

児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が市内に開設され、早期から療育を受けられる体制は充実してきましたが、近年これらの事業の需要は増え、事業所の空きがない状態です。引き続き、利用者のニーズの把握に努めていきます。

医療型児童発達支援については、市内に事業所がない為、他市町村との連携により、推進に取り組んでいきます。

障害児相談支援についても、事業所との連携を図りながら、サービスの確保に努めます。

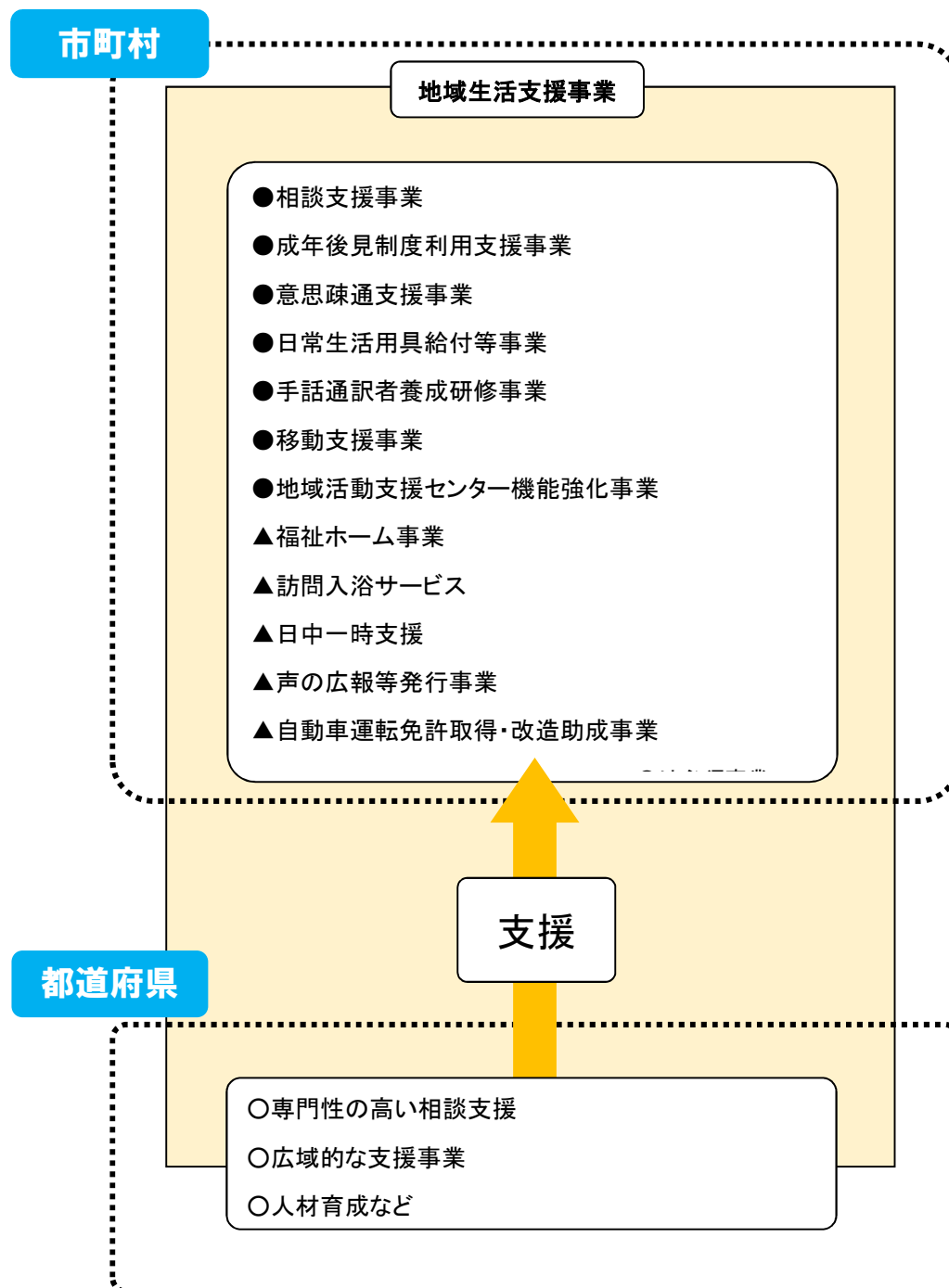
8 地域生活支援事業の見込量(活動指標)と確保策

(1) 地域生活支援事業の事業体系

障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」は、「自立支援給付」以外のサービスを地域のニーズを踏まえて実施します。

また、県は広域的・専門的な立場から市町村を支援する役割を担います。

【障害者総合支援法による福祉サービス】



(2) 地域生活支援事業の内容等

【必須事業】

① 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者等に対し、制度の利用に要する経費について助成します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度	利用支援事業	0	0	0	1	1	1

③ 意思疎通支援事業

聴覚および音声または言語機能の障がい者が円滑な意思の疎通を図る上で、支障があるときに手話通訳者等および要約筆記者等の派遣を行います。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者・	人	8	7	6	7	7	7
要約筆記奉仕	件	68	67	53	67	68	68
員派遣事業	数						
手話通訳設置事業		1	1	1	1	1	1

④ 日常生活用具給付等事業

在宅の身体障がい者または最重度の知的障がい者に対し、介護・訓練支援用具等の日常生

活用具を給付します。

サービス名	内 容	
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
	在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
	排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	居宅における円滑な生活動作などを図るために小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成

○サービスの見込量

	実績			見込量		
	3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	4	8	8	8	8	8
自立生活支援用具	10	6	4	7	7	7
在宅療養等支援用具	5	3	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	12	6	7	8	8	8
排せつ管理支援用具	1,138	1,037	1,000	1,050	1,050	1,050
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	3	1	4	3	3	3

⑤ 手話通訳者養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者養成研修事業	受講者数	10	8	12	12	12	12

⑥ 移動支援事業

イ 個別支援型

屋外での移動に困難がある障がい者等に対し、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

ロ 車両輸送型（通学支援）

市とタクシー会社との間で契約を結び、市が指定する特別支援学校に在籍する児童および生徒の通学の送迎に係る保護者の負担を軽減します。

○サービスの見込量

			実績			見込量		
			3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	個別支援型	利用人数	6	4	6	6	6	6
		延利用時間	135.5	155	164.8	159	161	163
	車両輸送型	利用人数	28	26	27	27	27	27
		延利用回数	2,555	2,200	2,119	2,320	2,320	2,320

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

主に精神障がい者を対象として、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施個所数	1	1	1	1	1	1
	利用人数	7	7	6	8	8	8

【任意事業】

① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者等に、低額な料金で、居室その他の設備の利用および日常生活に必要な便宜を提供します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
福祉ホーム事業	利用人数	0	0	0	1	1	1
	利用月数	0	0	0	12	12	12

② 訪問入浴サービス

入浴が困難である身体障がい者に対し、身体の清潔保持、身体機能の維持を図るため、訪問により居宅での入浴サービスを提供します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	1	2	3	3	3	3

③ 日中一時支援

障がい者等の家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
日中一時支援事業	設置箇所	3	4	4	4	4	4
	利用人数	2	2	1	2	2	2

④ 声の広報等発行事業

聴覚および音声または言語機能の障がい者への情報提供・社会参加促進を支援するため、声の広報などを発行します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
声の広報等発行事業	発行回数	12	12	12	12	12	12

⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者等の自立更生を促進するとともに社会復帰の促進を図るため、身体障がい者用自動車の運転免許取得および障がい者等が自ら運転することができるよう自動車を改造する場合に補助金を交付します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		3年度	4年度	※5年度	6年度	7年度	8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	給付件数	1	4	1	2	2	2

○サービス確保の方策

障がい者等が地域で自立した日常生活または、社会生活を営むことができるように、これまで実施してきたサービスの維持とサービスを提供する側の人材の確保を図ることが特に重要であり、必要な人材育成を支援するほか、効率的・効果的な運用やサービスの提供に努めていきます。

9 計画の推進に向けて

1 庁内の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、教育、労働など広範な分野にわたる総合的な施策の展開が必要となり、そのため、庁内の関係する課と密接に連携し、計画を総合的に推進します。

2 地域との連携

本計画を推進していくにあたり社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員や障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を図ります。

さらに障がい者等の地域生活を支援するため、関係機関が地域における課題を共有し、体制整備について協議する目的として設立された北村山地域自立支援協議会と協働連携していきます。

3 国・県・近隣市町村との連携

本計画の推進については、国・県の動向を踏まえた適切な施策の展開を図ります。

また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるように、関係市町村および県と連携を図ります。

4 計画の進行管理

本計画の円滑な推進を図るため、サービス提供事業者等と連携し、数値目標、サービスの見込量について調査、分析、評価を行い、必要に応じて本計画の変更を行います。

参考資料 アンケート調査の結果

(1) 調査目的

このアンケート調査は、本市の障害者手帳所持者の生活実状、生活全般における要望などを把握することを目的とします。また、18歳以上の市民（障害者手帳所持者を除く）を対象に障がいに対する理解やボランティア活動への参加意欲などを把握し、計画の基礎資料とするために実施します。

(2) 調査概要

調査名	「東根市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査」
調査の構成	①障がい者アンケート ②市民アンケート
調査地域	東根市全域
調査対象 (調査対象者数)	①障害者手帳所持者（600人） ②18歳以上の市民（400人） ※障害者手帳所持者を除く
実施期間	令和5年1月16日～2月28日
調査方法	郵送配布・郵送回収方式
回答数 (回収率)	①354票（59.0%） ②177票（44.3%）

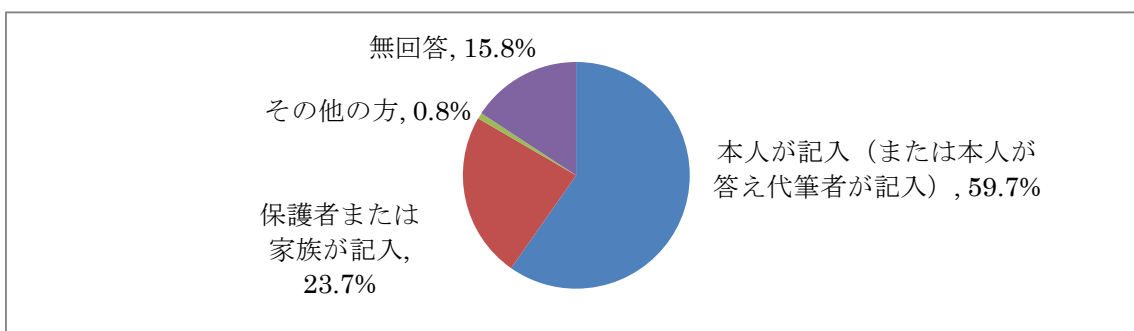
(3) 備 考

- ・質問への回答内容は現在そう感じている、または過去にそう感じていた、という部分があることをご理解願います。
- ・質問に対して回答がなかったもの及び判別が著しく困難なものを、「無回答」と表記しています。
- ・率表示の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・本文中の設問の選択項目について、長い文は簡略化している場合があります。

1 障がい者アンケート調査結果

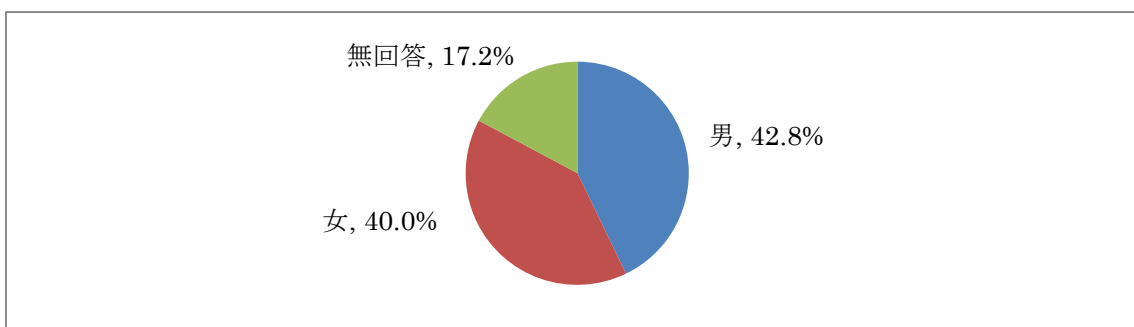
調査票記入者

・調査票記入者については、「本人が記入（または本人が答え代筆者が記入）」が全体の59.7%と最も多くなっています。



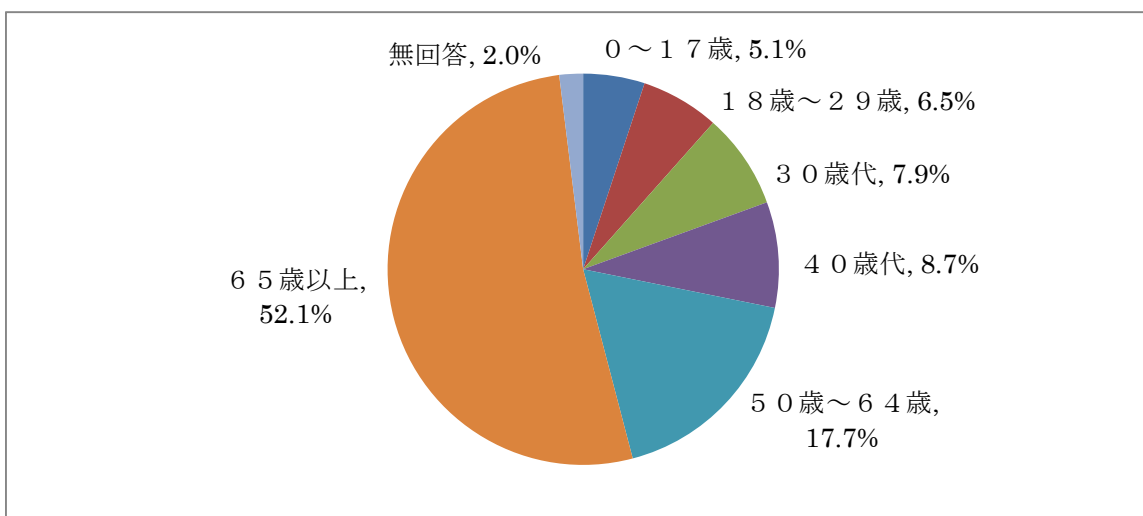
問1.1 性別

・性別については、「男」が42.8%、「女」が40.0%となります。



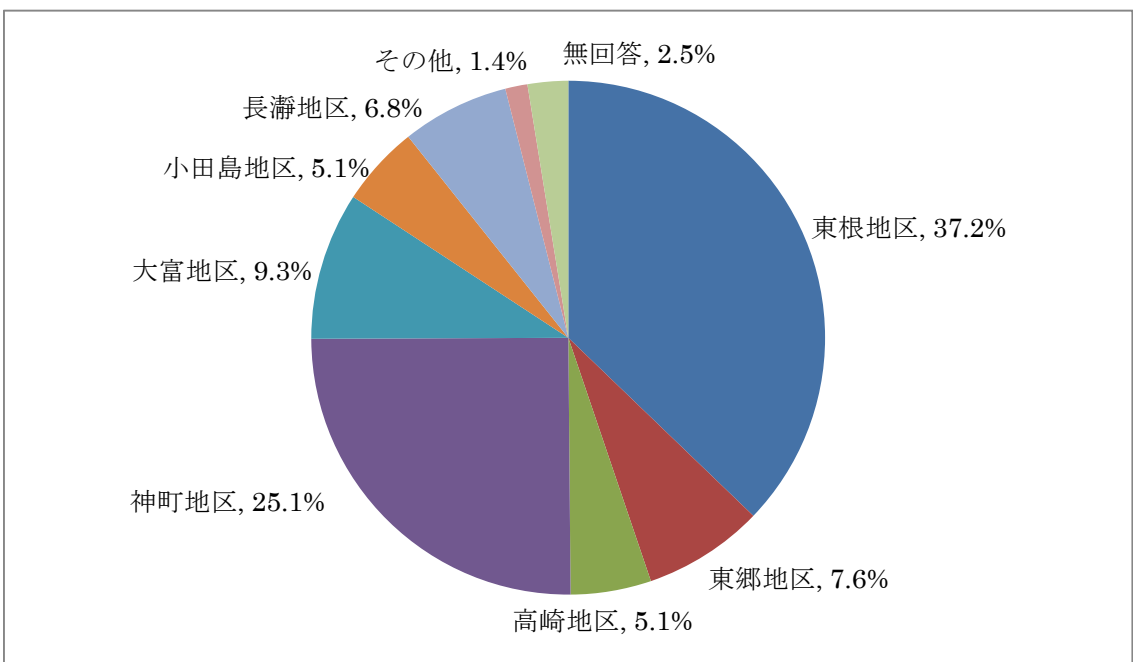
問1.2 年齢

・年齢について、全体では「65歳以上」が52.1%と最も多くなっています。



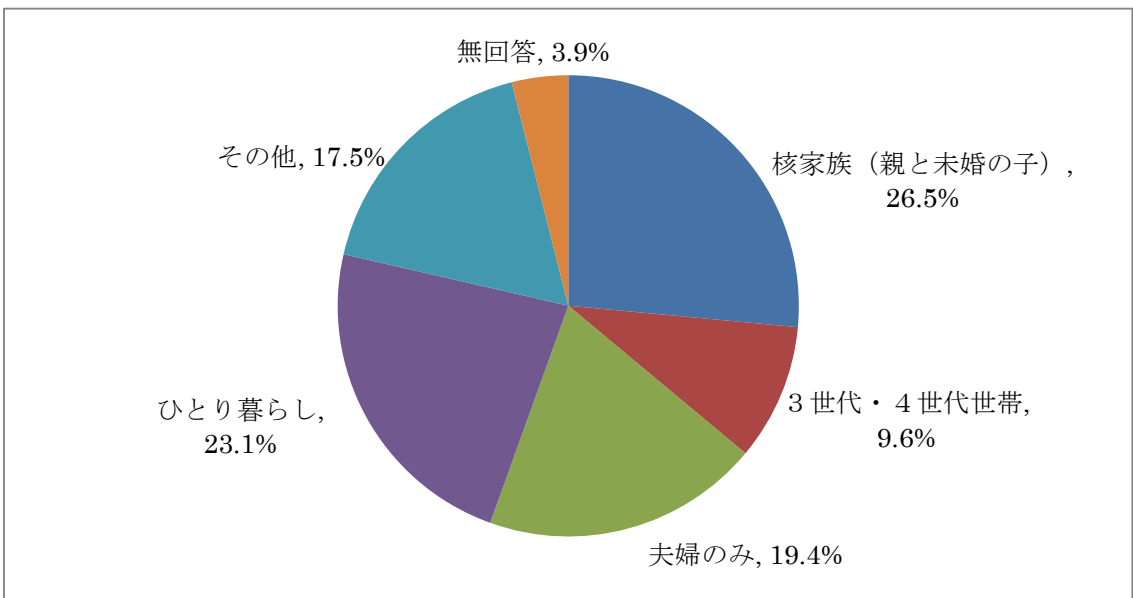
問 1. 3 居住地区

・居住地区は、「東根地区」が37.2%と最も多くなっています。



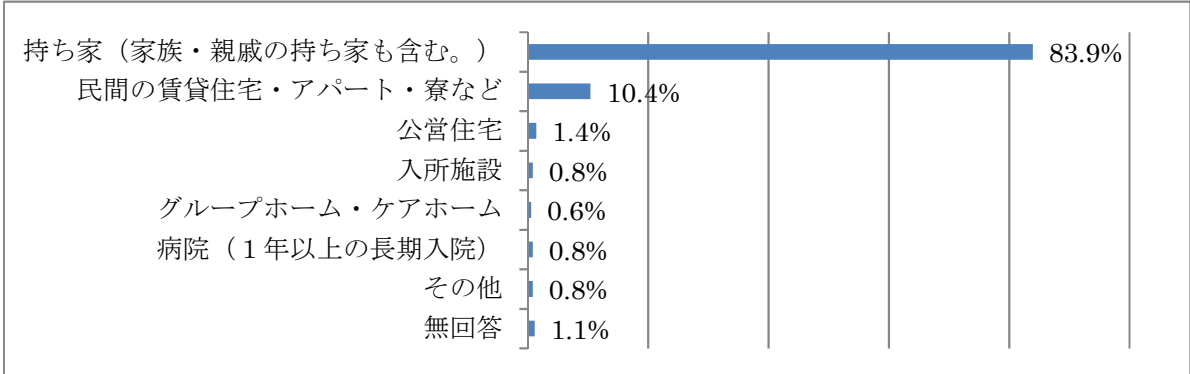
問 1. 4 家族構成

・家族構成は、「核家族（親と未婚の子）」が26.5%と最も多く、また、「ひとり暮らし」については、23.1%となっています。



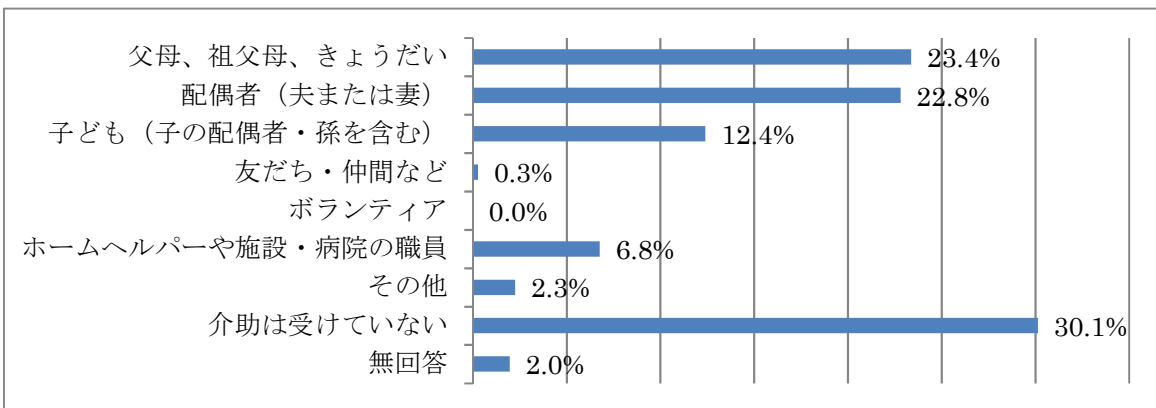
問 1. 5 居住形態

・居住形態は、「持ち家（家族・親戚の持ち家も含む。）」が83.9%と最も多い結果となりました。



問 1. 6 主な介助者

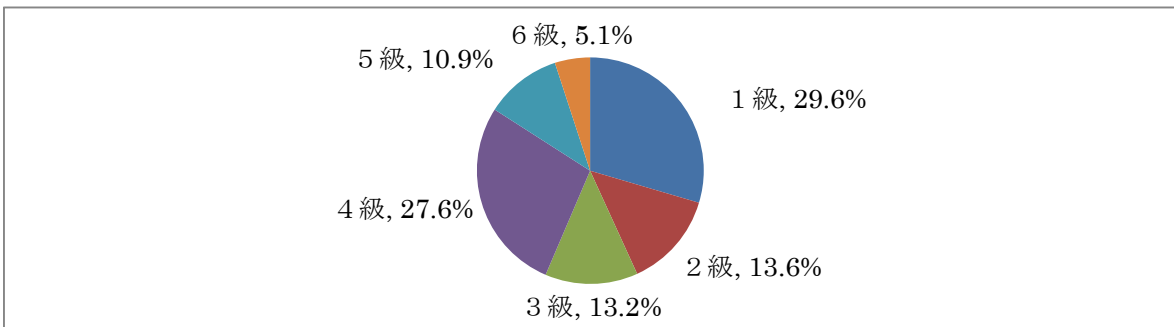
・主な介助者としては、「介助は受けていない」が30.1%と最も多く、次いで「父母、祖父母、きょうだい」が23.4%となっています。



問 2. 1 身体障害者手帳

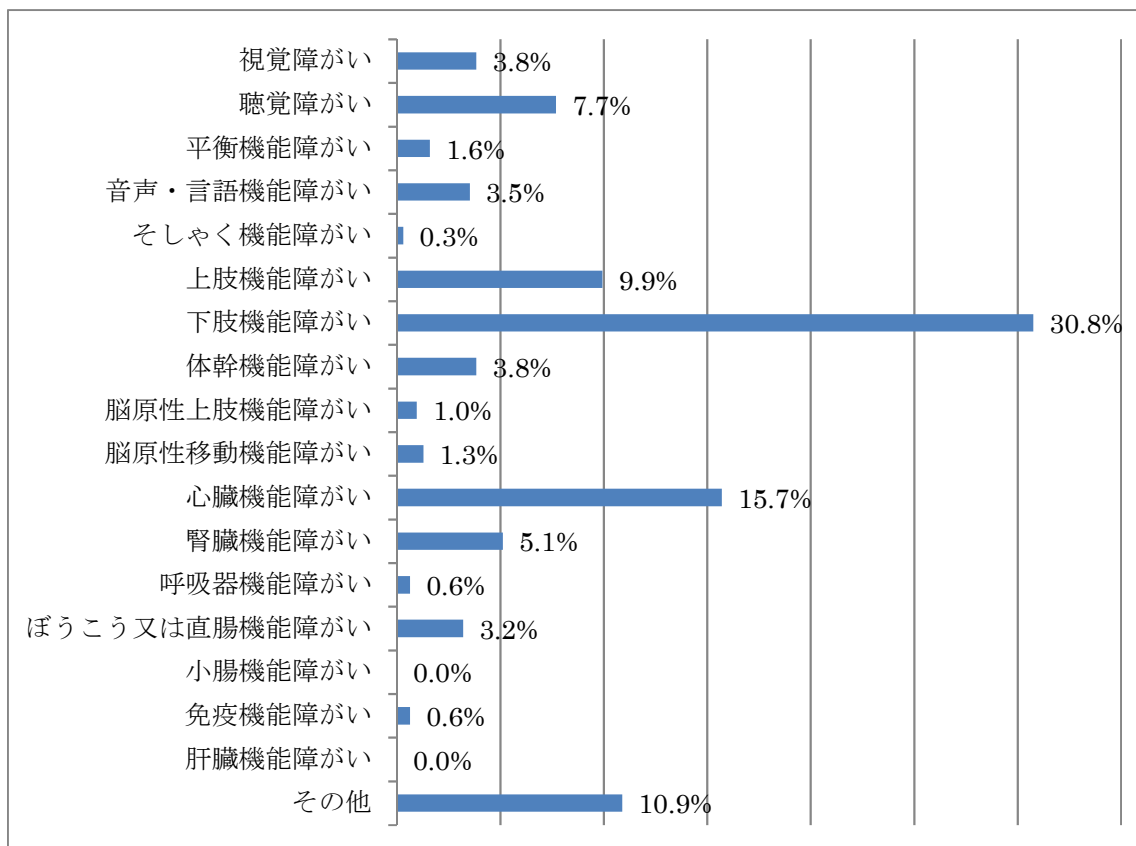
(1) 等級

・回答者のうち、身体障害者手帳所持者の等級については、「1級」が29.6%と最も多く、1～2級の重度障がい者は、全体の43.2%となっています。



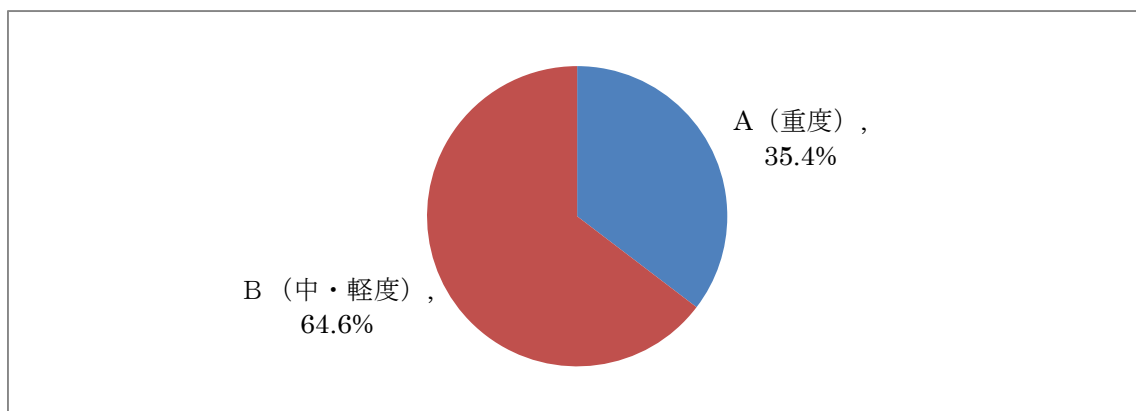
(2) 障がいの種別

・身体障害者手帳の障がい種別については、「下肢機能障がい」が30.8%と最も多く、「上肢機能障がい」「下肢機能障がい」「体幹機能障がい」「脳原性上肢機能障がい」「脳原性移動機能障がい」のいわゆる“肢体不自由”が46.8%となっています。



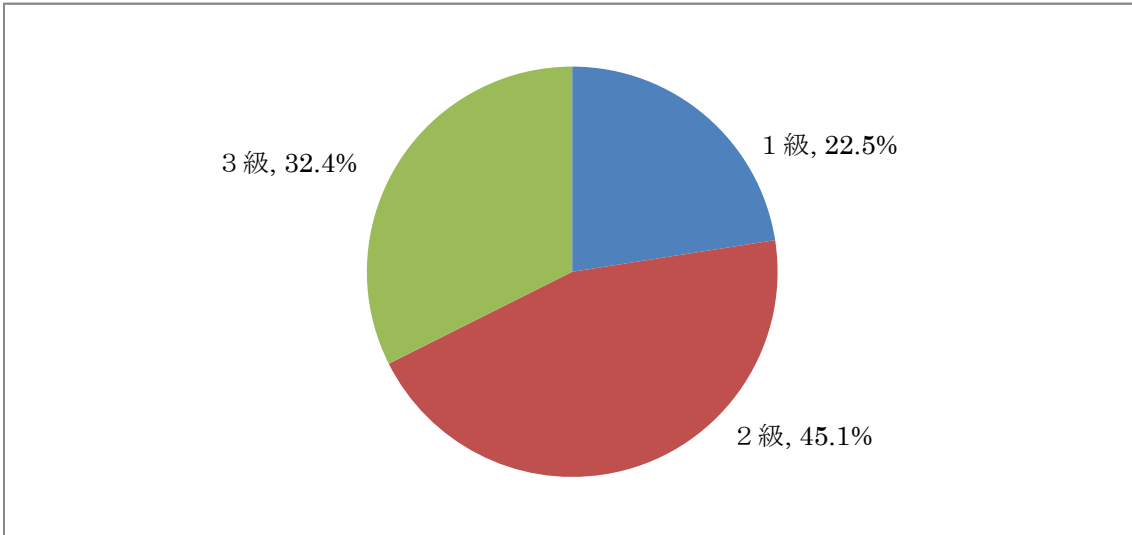
問2.2 療育手帳

・回答者のうち、療育手帳所持者の判定については、「A（重度）」が35.4%、「B（中・軽度）」が64.6%となっています。



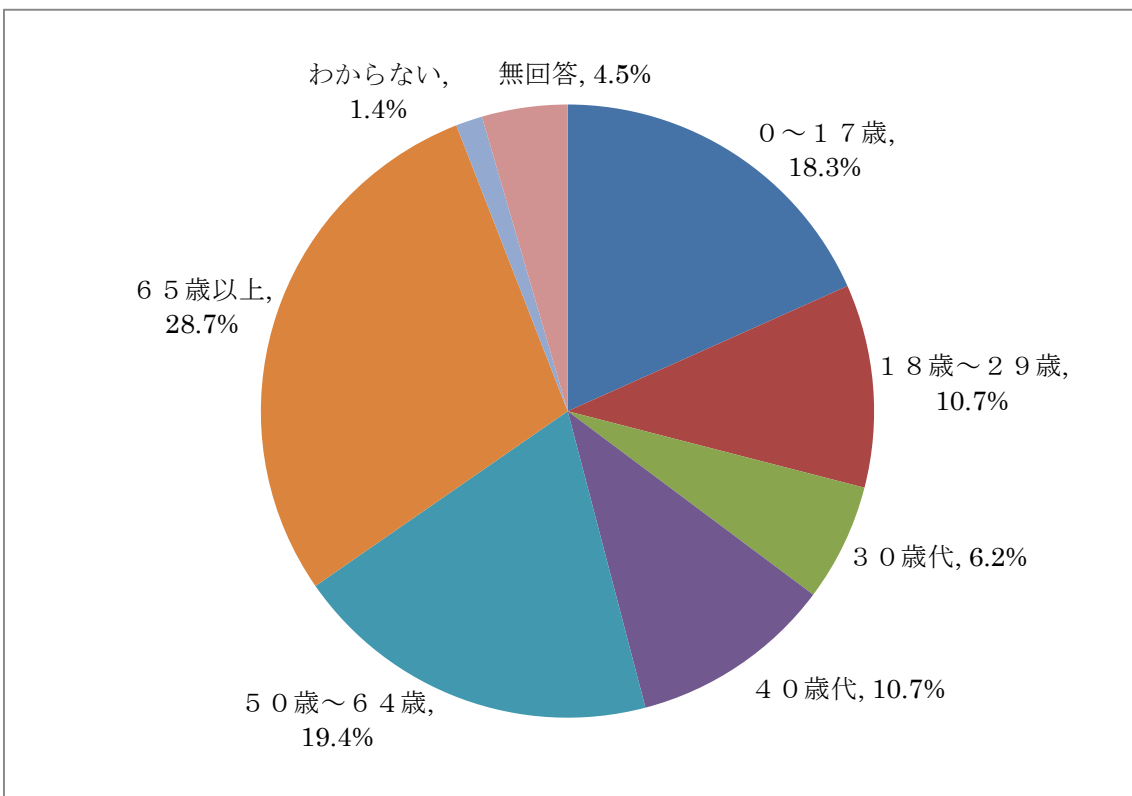
問2. 3 精神障害者保健福祉手帳

・回答者のうち、精神障害者保健福祉手帳所持者の等級については、「2級」が45.1%と最も多い結果となりました。



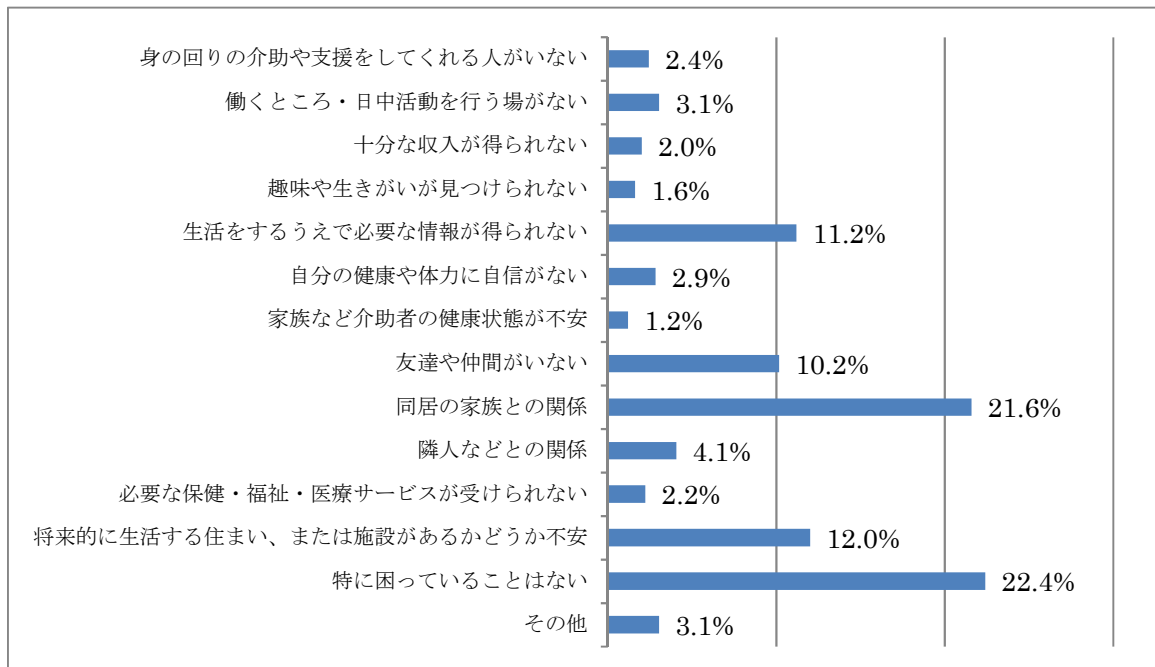
問3 障害者手帳を初めて取得したのは、何歳のときでしたか。(該当するもの1つに○)

・全体では、「65歳以上」の回答が28.7%と最も多く、次いで「50歳～64歳」が19.4%となっています。



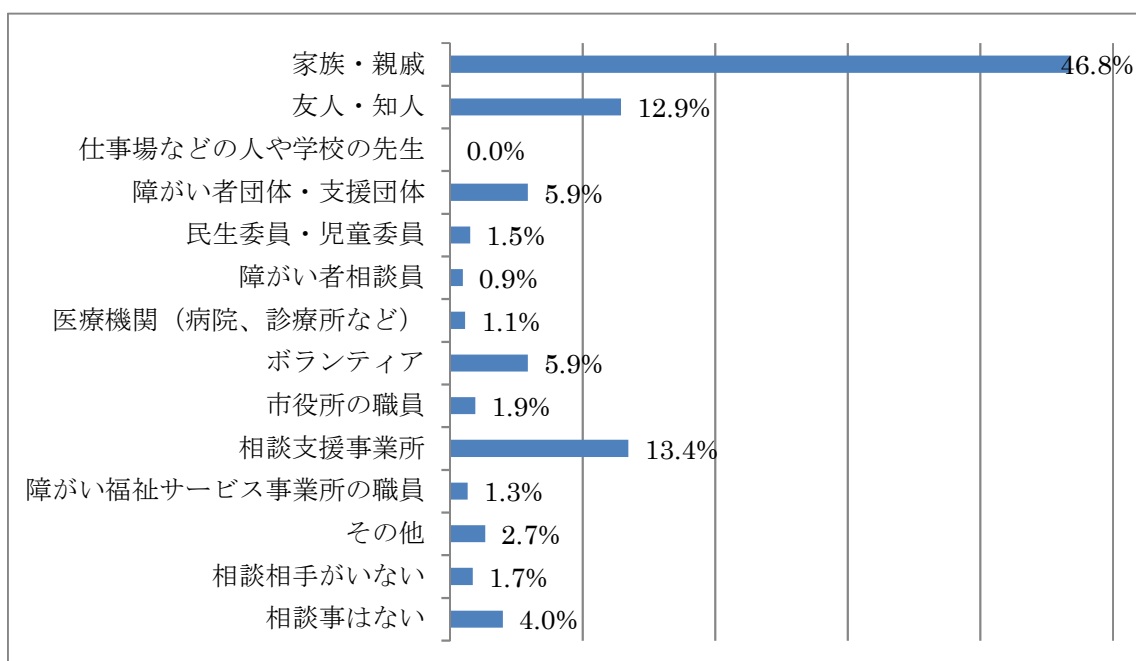
問4 現在悩んでいることや相談したいことがありますか。(該当するもの2つまで○)

・悩み事、相談事としては「特に困っていることはない」が22.4%と最も多く、次いで「同居の家族との関係」が21.6%という結果となりました。



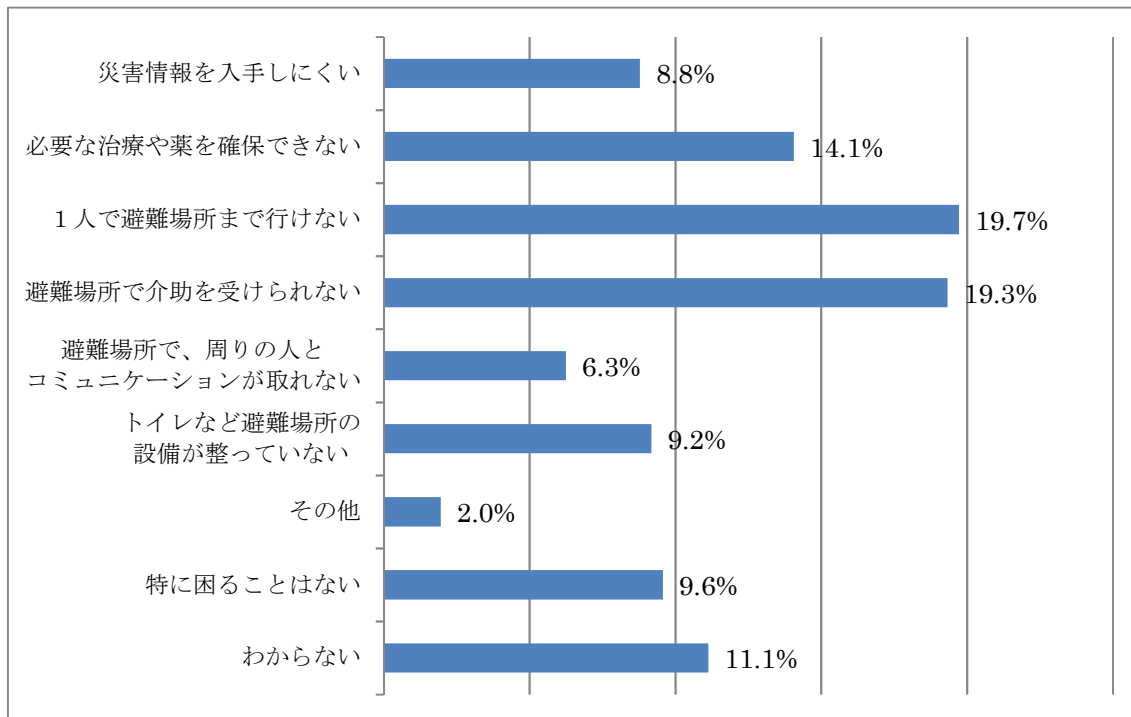
問5 主に相談する相手は、どなたですか。(該当するもの2つまで○)

・相談相手は、「家族・親戚」が46.8%と最も多く、次いで「相談支援事業所」が13.4%、「友人・知人」が12.9%となっています。



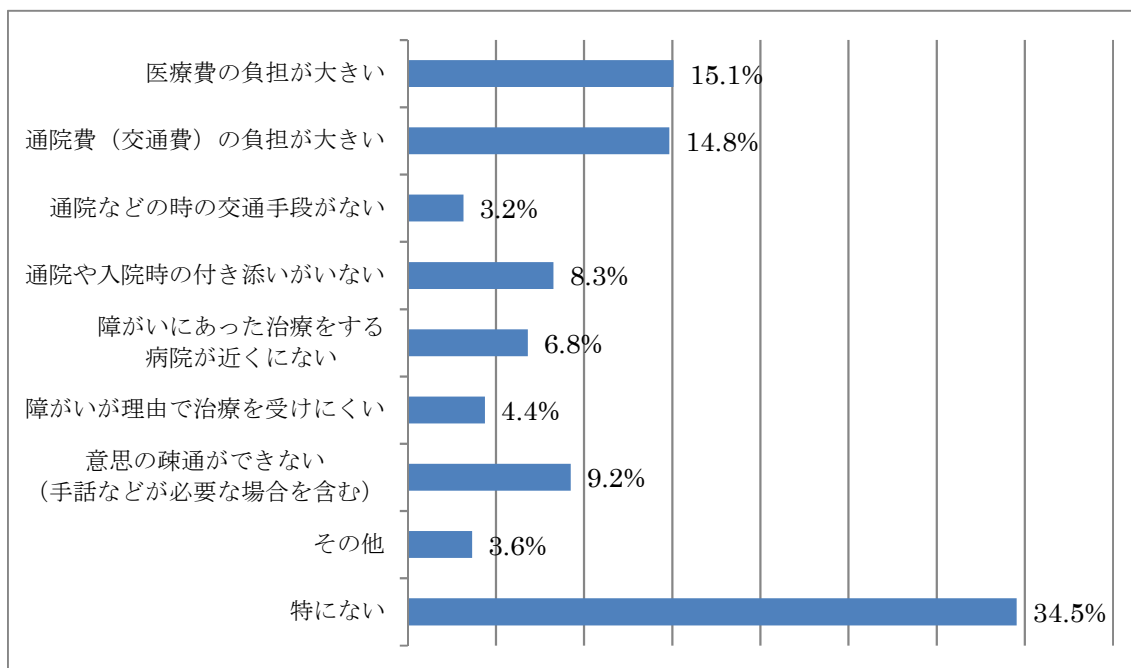
問6 災害発生時、どのようなことに困ると思いますか。(該当するもの2つまで○)

・災害時の課題は、「1人で避難所まで行けない」が19.7%と最も多く、次いで「避難所で介助を受けられない」が19.3%となっています。



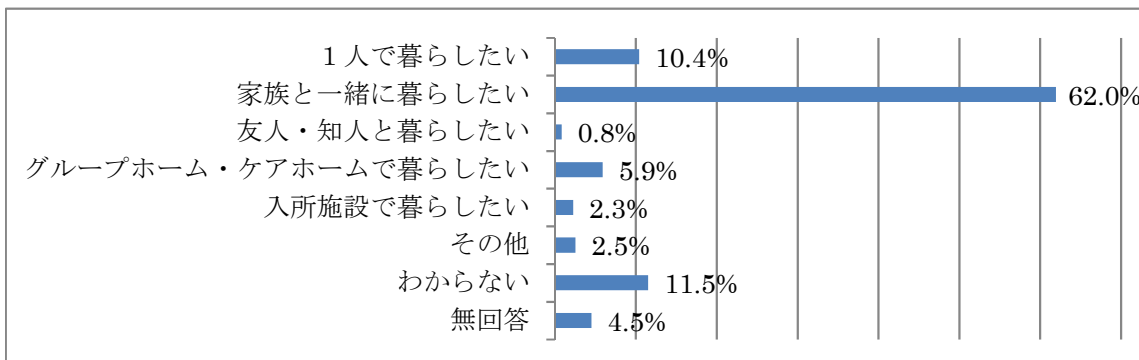
問7 医療を受ける上で困っていることはありますか。(該当するもの2つまで○)

・医療における課題は、「特にない」が34.5%と最も多く、次いで「医療費の負担が大きい」が15.1%となっています。



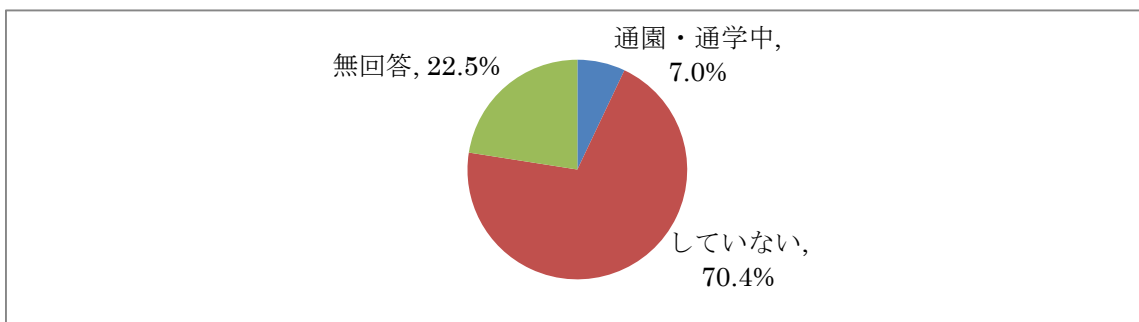
問8 今後どのような暮らしをしたいですか。(該当するもの1つに○)

・「家族と一緒に暮らしたい」が62.0%と最も多くなっています。



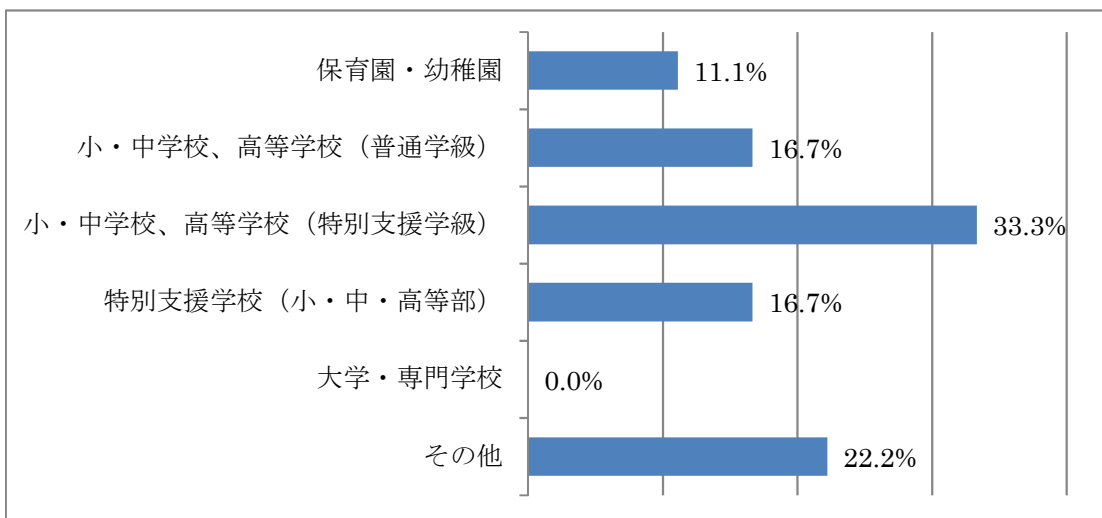
問9 現在、通園・通学していますか。(該当するもの1つに○)

・「通園・通学中」と回答した方は全体の7.0%となっています。



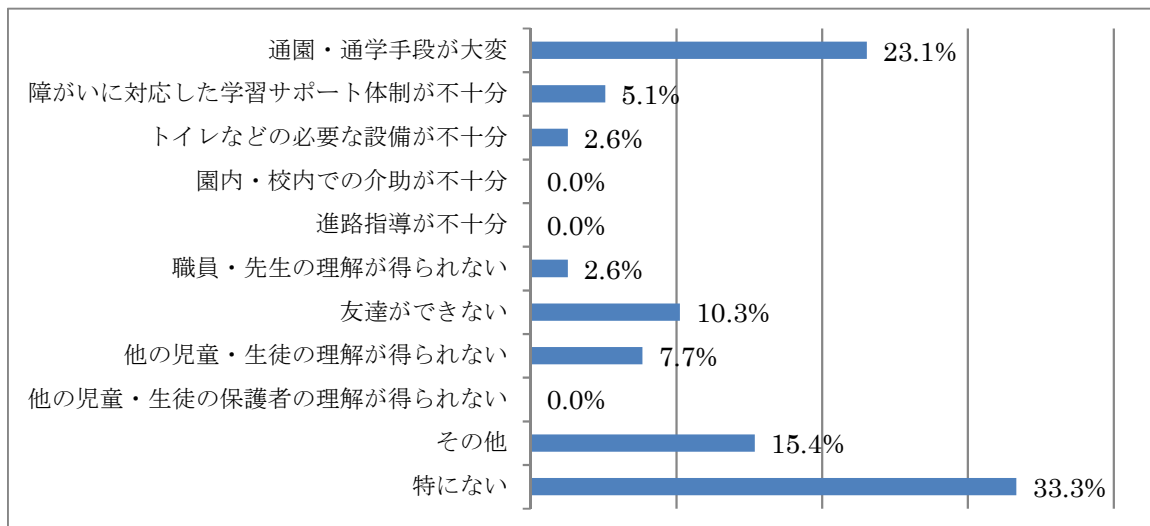
問10 通園・通学しているところは、次のうちどこですか。(該当するもの1つまで○)

・「通園・通学中」と回答した方のうち、「小・中学校、高等学校（特別支援学級）」が33.3%と最も多く、次いで「小・中学校、高等学校（普通学級）」と「特別支援学校（小・中・高等部）」がともに16.7%となっています。



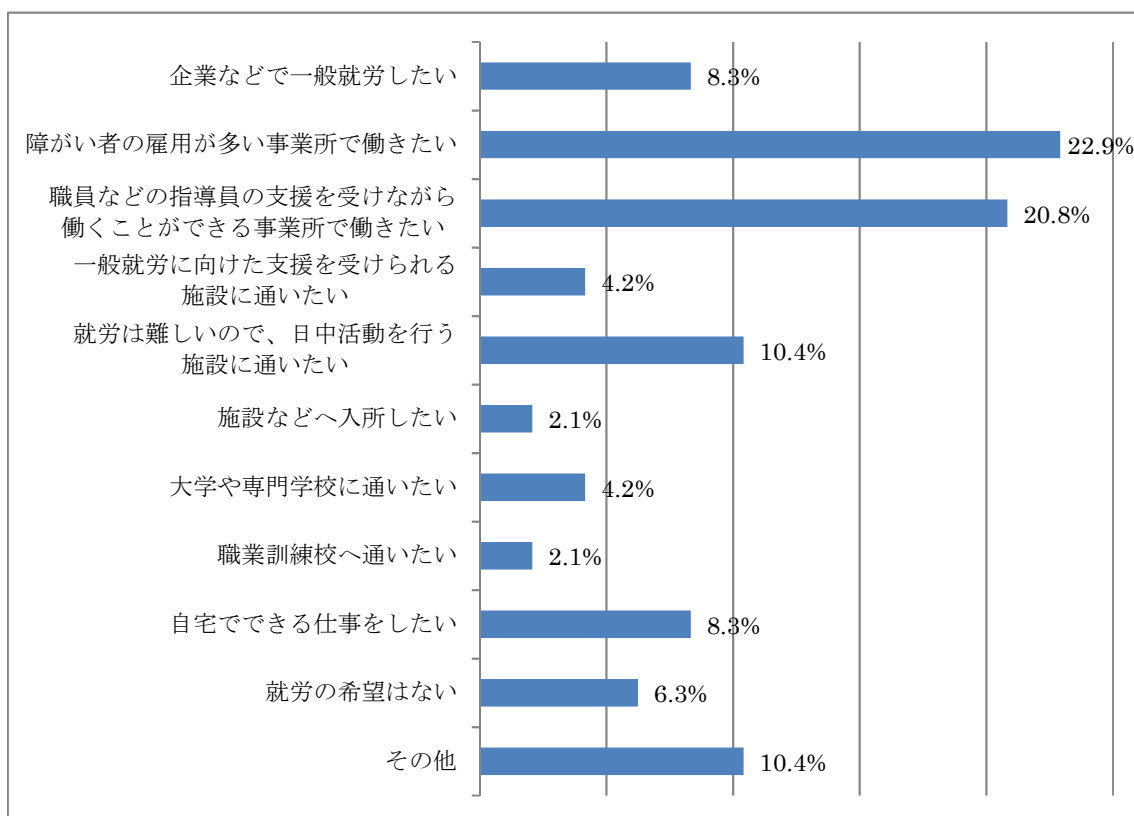
問 1 1 通園・通学生活を送る上での問題点（該当するもの2つまで○）

・「通園・通学中」と回答した方のうち、「特にない」が33.3%と最も多く、次いで「通園・通学手段が大変」が23.1%となっています。



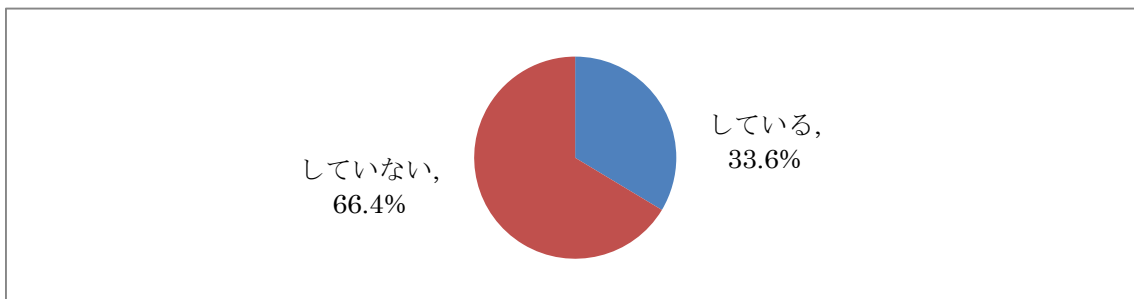
問 1 2 学校教育修了後、どのような進路を望みますか。（該当するもの2つまで○）

・「通園・通学中」と回答した方のうち、「障がい者の雇用が多い事業所で働きたい」が22.9%と最も多く、次いで「職員などの指導員の支援を受けながら働くことができる事業所で働きたい」が20.8%となっています。



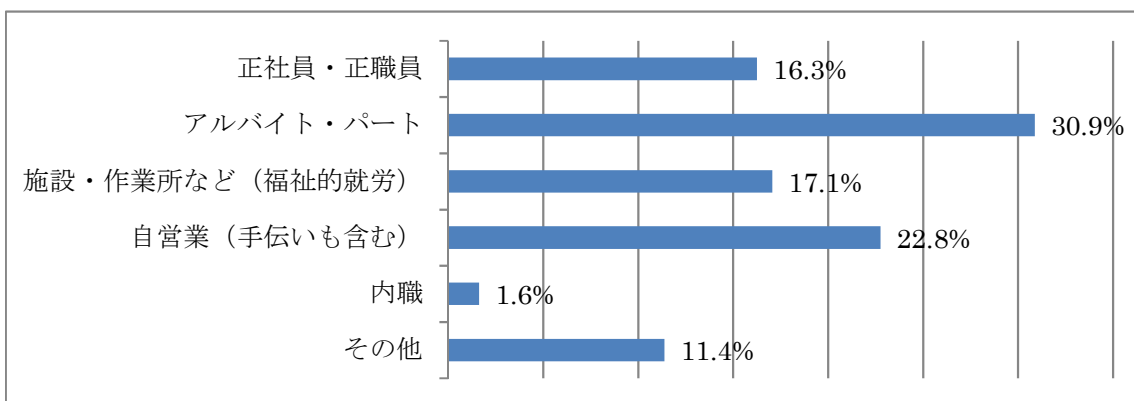
問13 現在、仕事をしていますか。(該当するもの1つに○)

・就労状況は、「仕事をしている」が33.6%、「仕事をしていない」は66.4%となっています。



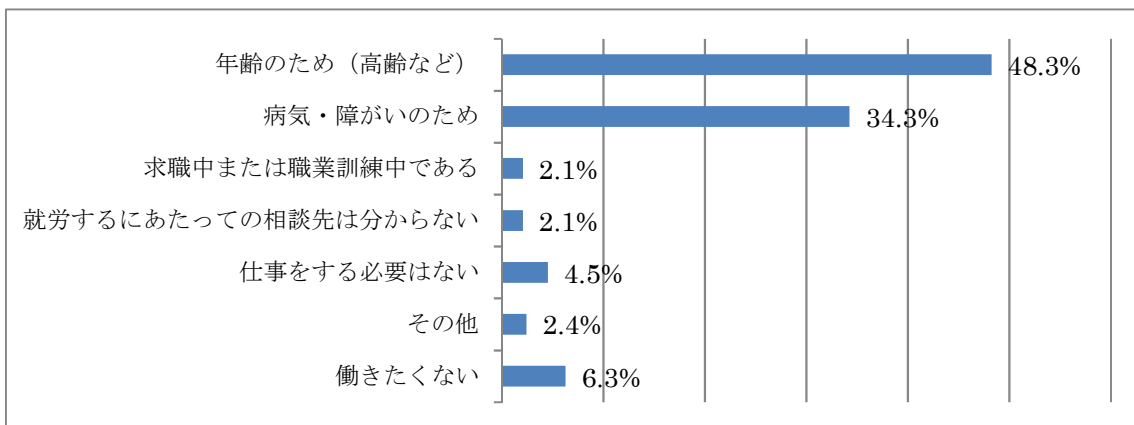
問14 あなたの就労形態は、次のうちどれですか。(該当するもの1つに○)

・「仕事をしている」と回答した方のうち、「アルバイト・パート」が30.9%と最も多く、次いで「自営業(手伝いも含む)」が22.8%となっています。



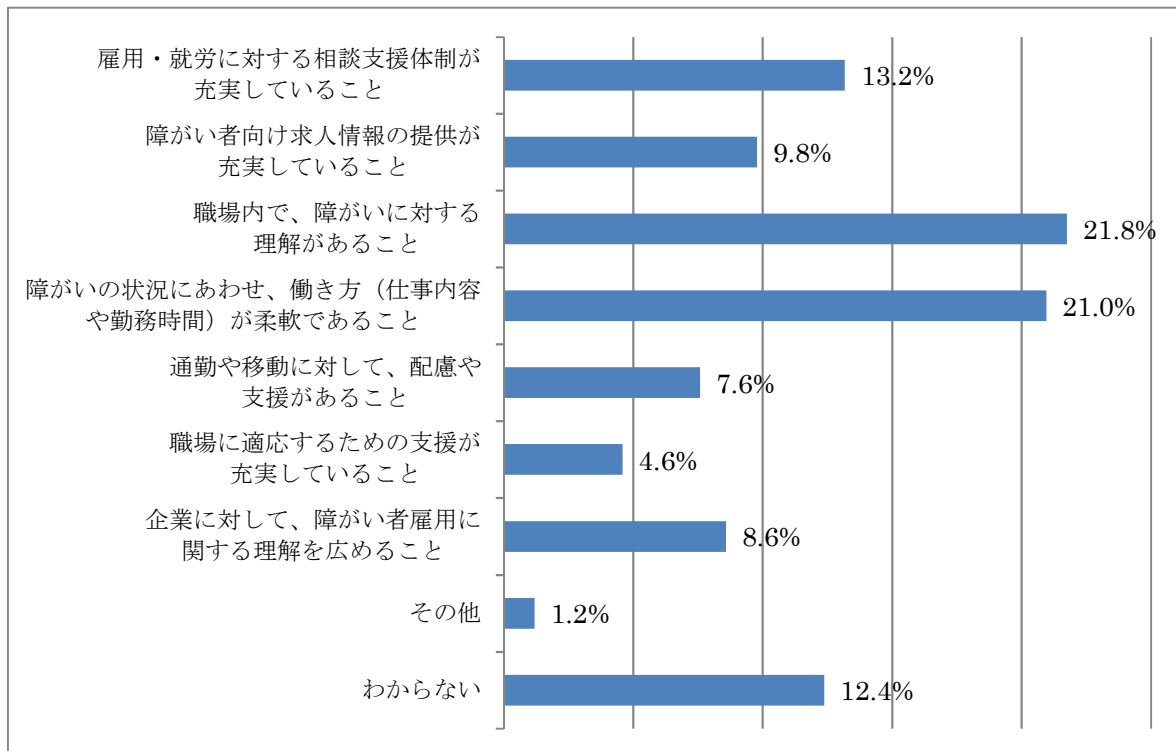
問15 働いていない主な理由は何ですか。(該当するもの2つまで○)

・「仕事をしていない」と回答した方のうち、「年齢のため(高齢など)」が48.3%と最も多く、次いで「病気・障がいのため」が34.3%となっています。



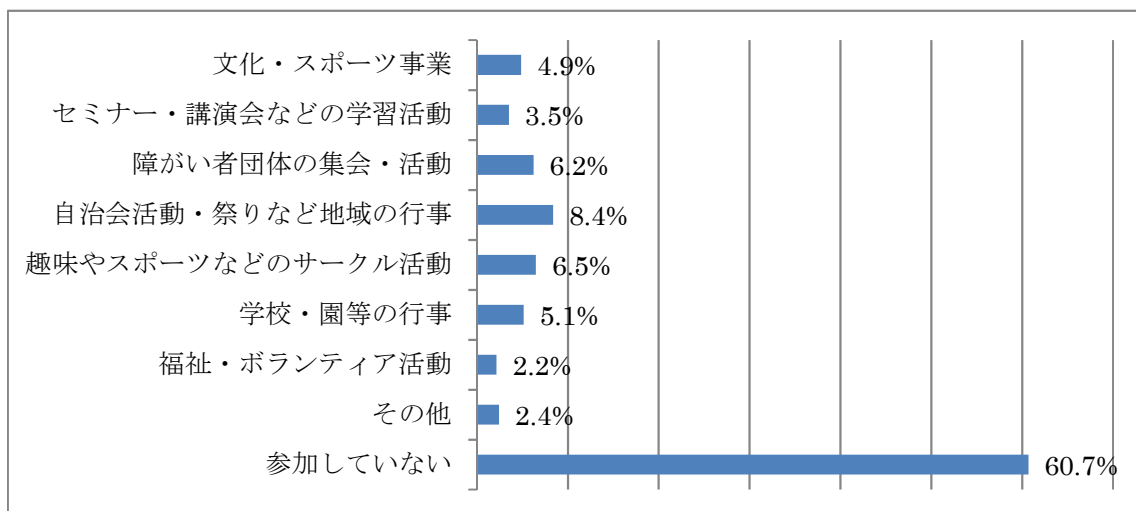
**問 1 6 障がいのある人が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(該当するもの2つまで○)**

・「職場内で、障がいに対する理解があること」が21.8%と最も多く、次いで「障がいの状況にあわせ、働き方（仕事内容や勤務時間）が柔軟であること」が21.0%となっています。



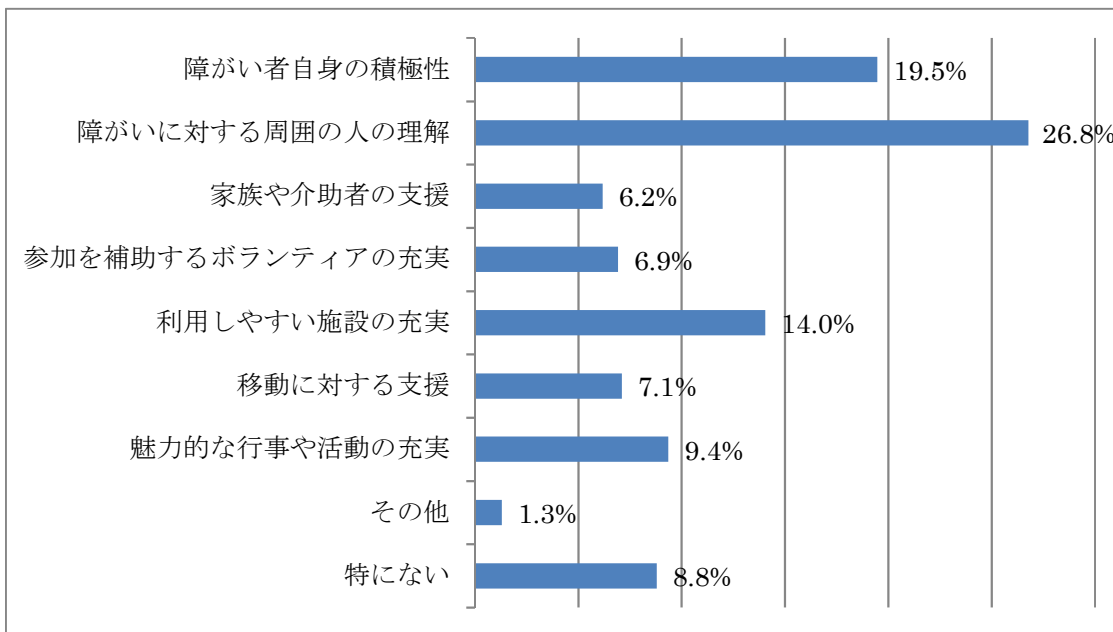
問 1 7 最近1年間、地域の行事や活動に参加しましたか。(該当するもの全てに○)

・全体では、「参加していない」が60.7%と最も多く、次いで「自治会活動・祭りなど地域の行事」が8.4%となっています。



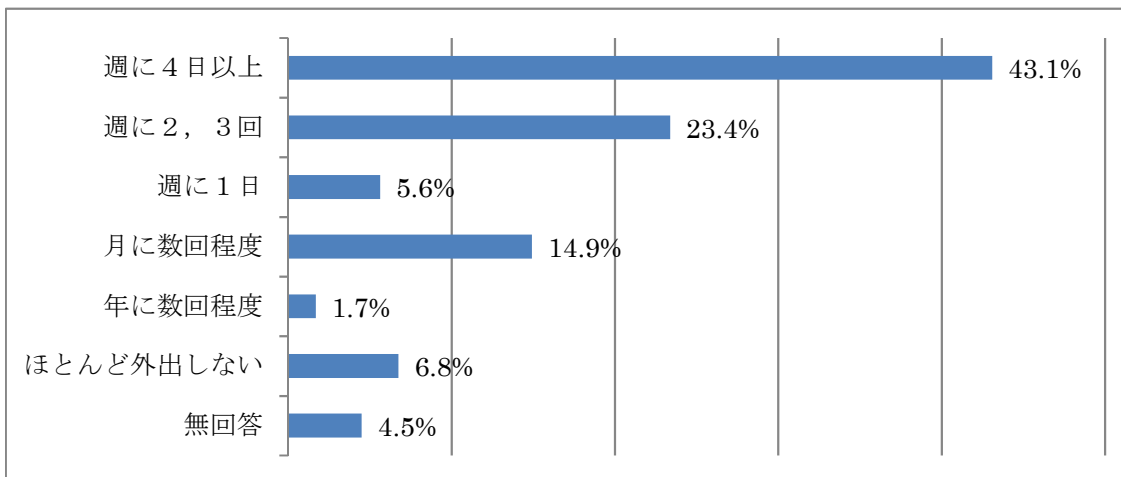
問 18 障がいのある人が地域の行事や活動に積極的に参加するためには、どのようなことが大切だと思いますか。(該当するもの2つまで○)

・「障がいに対する周囲の人の理解」が26.8%と最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」が19.5%となっています。



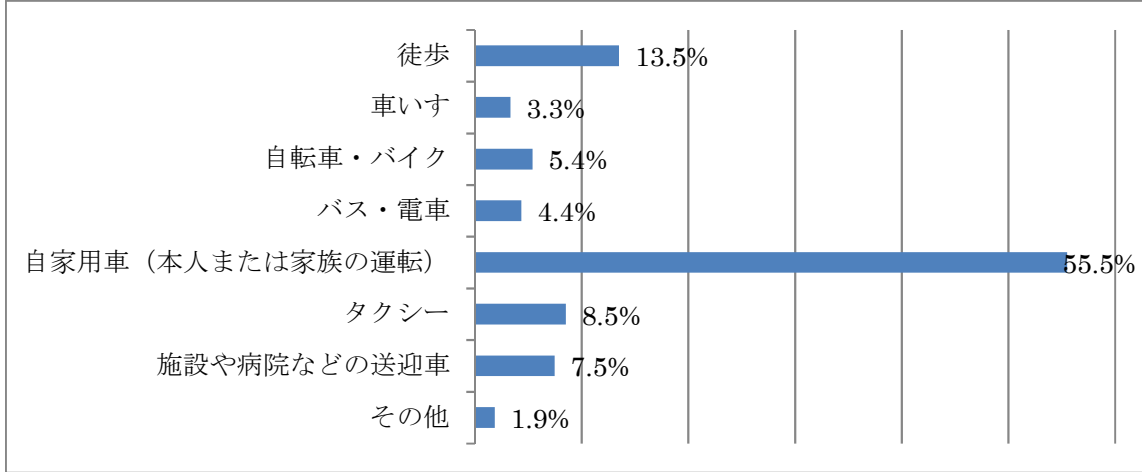
問 19 どのくらいの頻度で外出していますか。(該当するもの1つに○)

・外出頻度としては、「週に4日以上」が43.1%、「ほとんど外出しない」と「年に数回程度」が合わせて8.5%となっています。



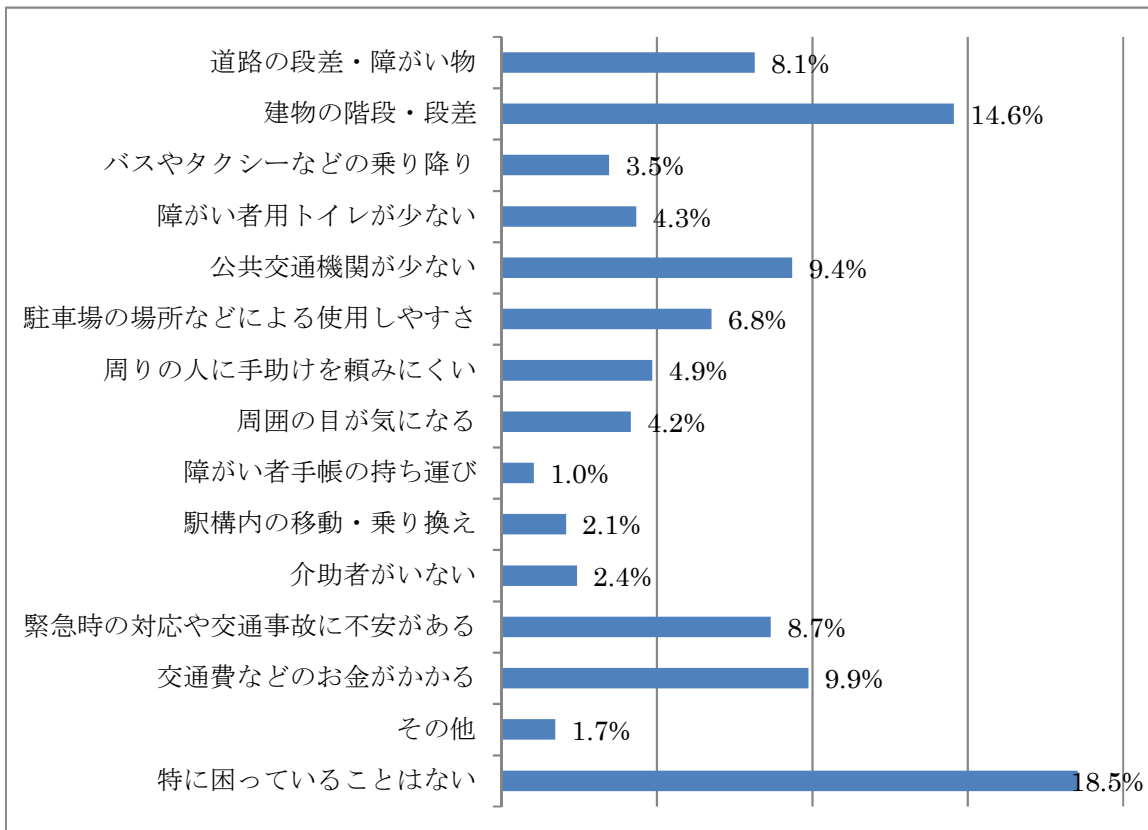
問20 外出する時の主な交通手段は何ですか。(該当するもの2つまで○)

・主な交通手段は、「自家用車（本人または家族の運転）」が55.5%と最も多く、次いで「徒歩」が13.5%となっています。



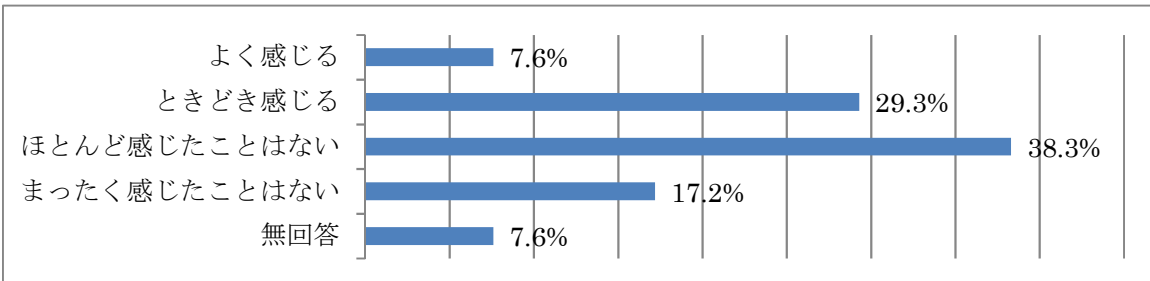
問21 外出する時に困っていることは何ですか。(該当するもの3つまで○)

・外出時の課題としては、「特に困っていることはない」が18.5%と最も多く、次いで「建物の階段・段差」が14.6%となっています。



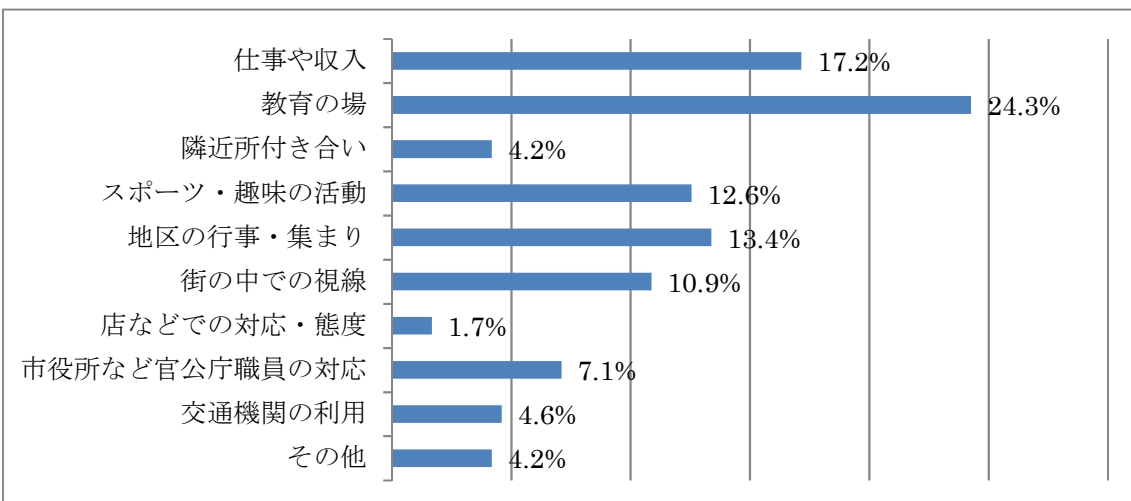
**問 2 2 日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じたことはありますか。
(該当するもの1つに○)**

・差別や偏見を、「ほとんど感じたことはない」「まったく感じたことはない」が55.5%、「よく感じる」「ときどき感じる」が36.9%となっています。



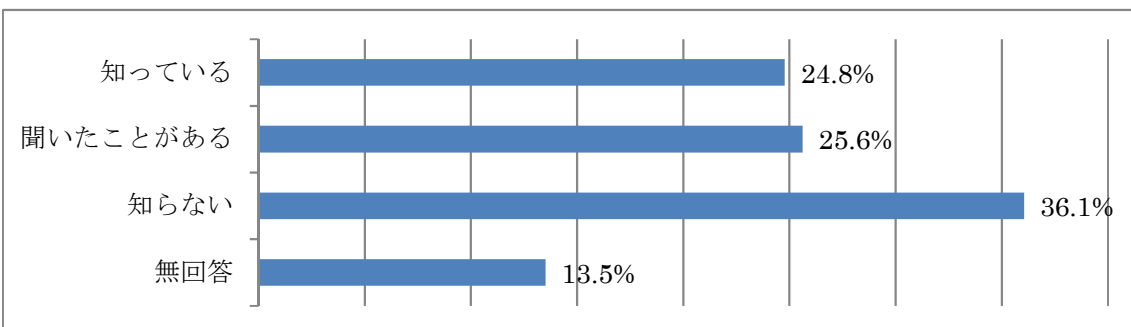
問 2 3 それは、どのような場面で感じていますか。(該当するもの全てに○)

・問 2 2 で「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方のうち、「教育の場」が24.3%と最も多く、次いで「仕事や収入」が17.2%となっています。



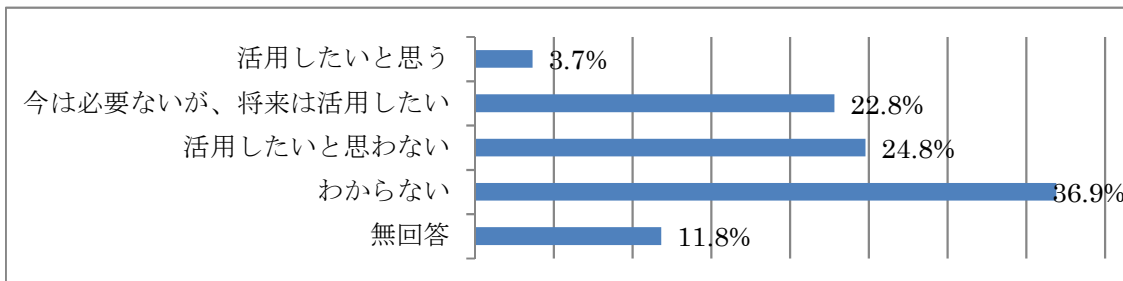
問 2 4 成年後見制度を知っていますか。(該当するもの1つに○)

・成年後見制度について、「知らない」が36.1%と最も多く、次いで「聞いたことがある」が25.6%となっています。



問25 成年後見制度を活用したいと思いますか。(該当するもの1つに○)

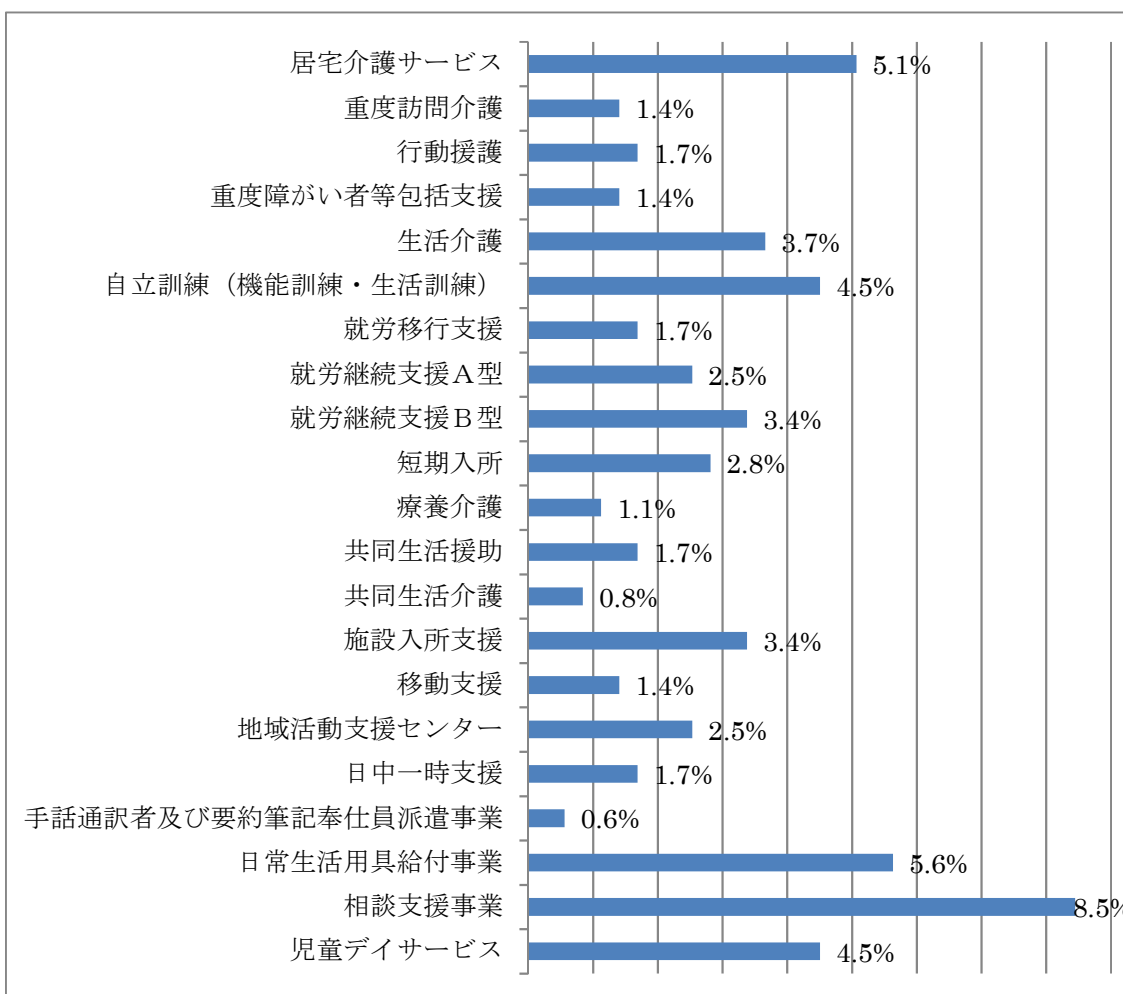
・成年後見制度の活用について、「わからない」が36.9%と最も多く、次いで「活用したいと思わない」が24.8%となっています。



問26 現在利用しているサービス及び今後利用したいサービスについて、お答えください。(それぞれ該当するもの1つに○)

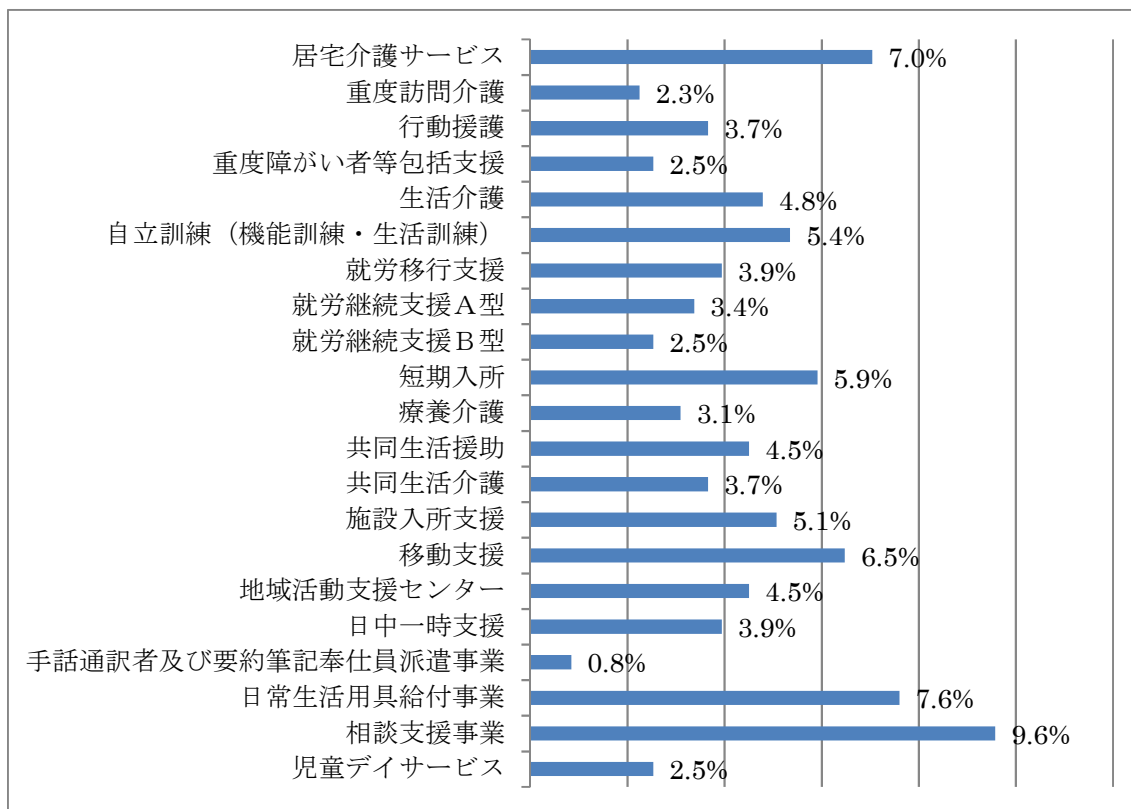
①利用状況について

・サービスの利用状況は、「相談支援事業」が8.5%と最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」が5.6%となっています。



②利用意向について

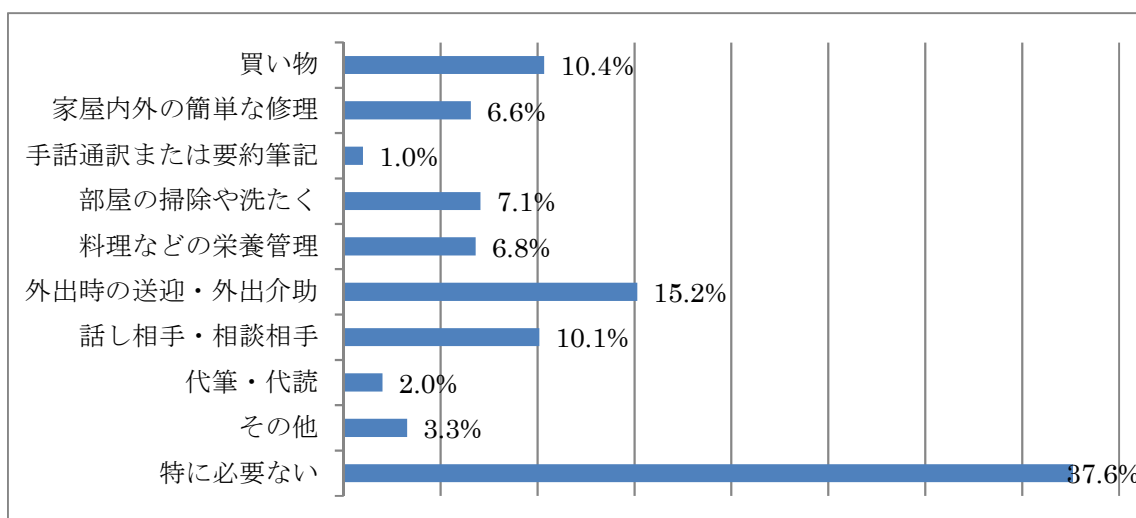
・サービスの利用意向では、「相談支援事業」が9.6%、「日常生活用具給付事業」が7.6%となっています。



問27 ボランティアによる日常の援助として、どのような支援を受けたいと思いますか。

（該当するもの2つまで○）

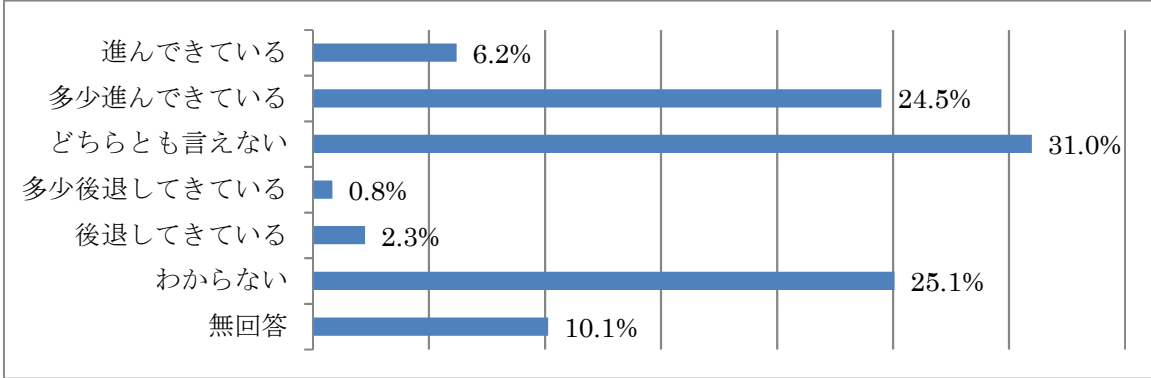
・ボランティアについて、「特に必要はない」が37.6%と最も多く、次いで「外出時の送迎・外出介助」が15.2%となっています。



問 2 8 障がいに対して、広く市民の理解が進んできていると思いますか。

(該当するもの2つまで○)

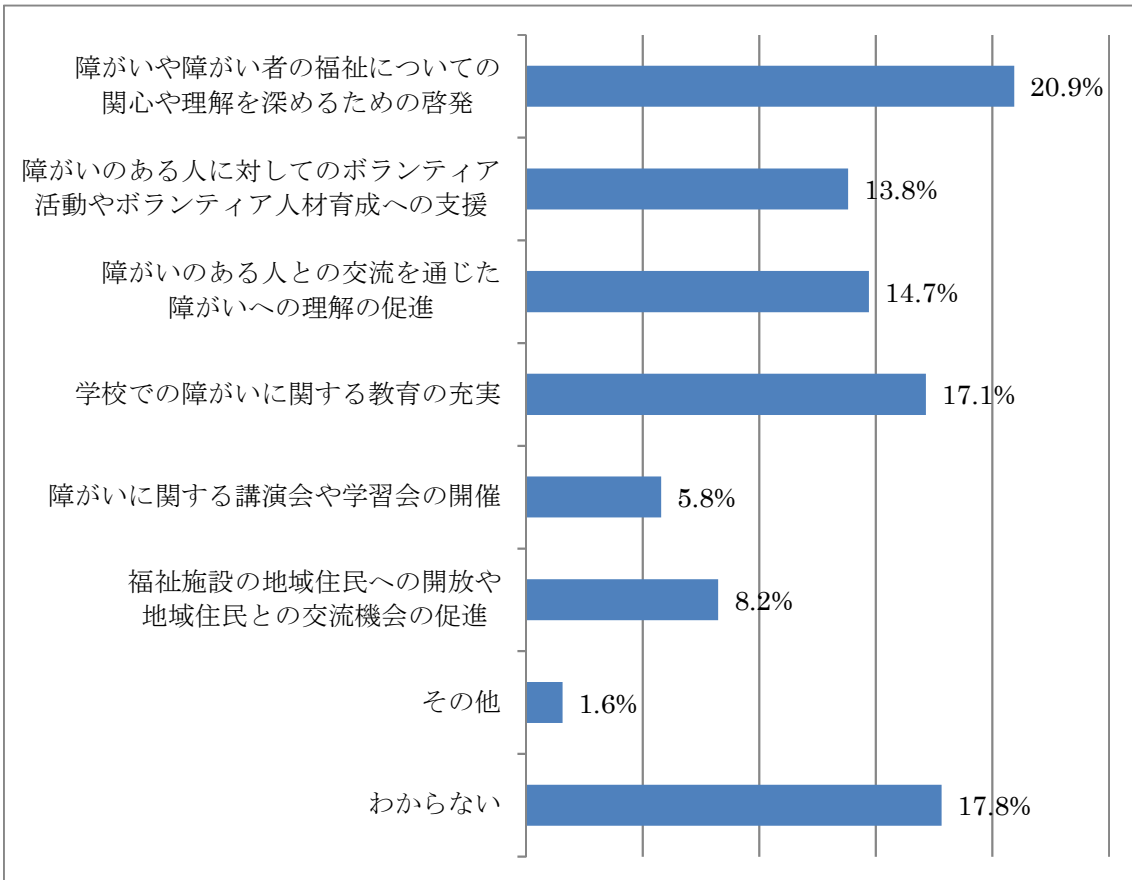
・障がいに対する市民の理解については、「どちらとも言えない」が31.0%と最も多く、次いで「わからない」が25.1%となっています。



問 2 9 障がいに対する市民の理解を深めるためには、何が必要ですか。

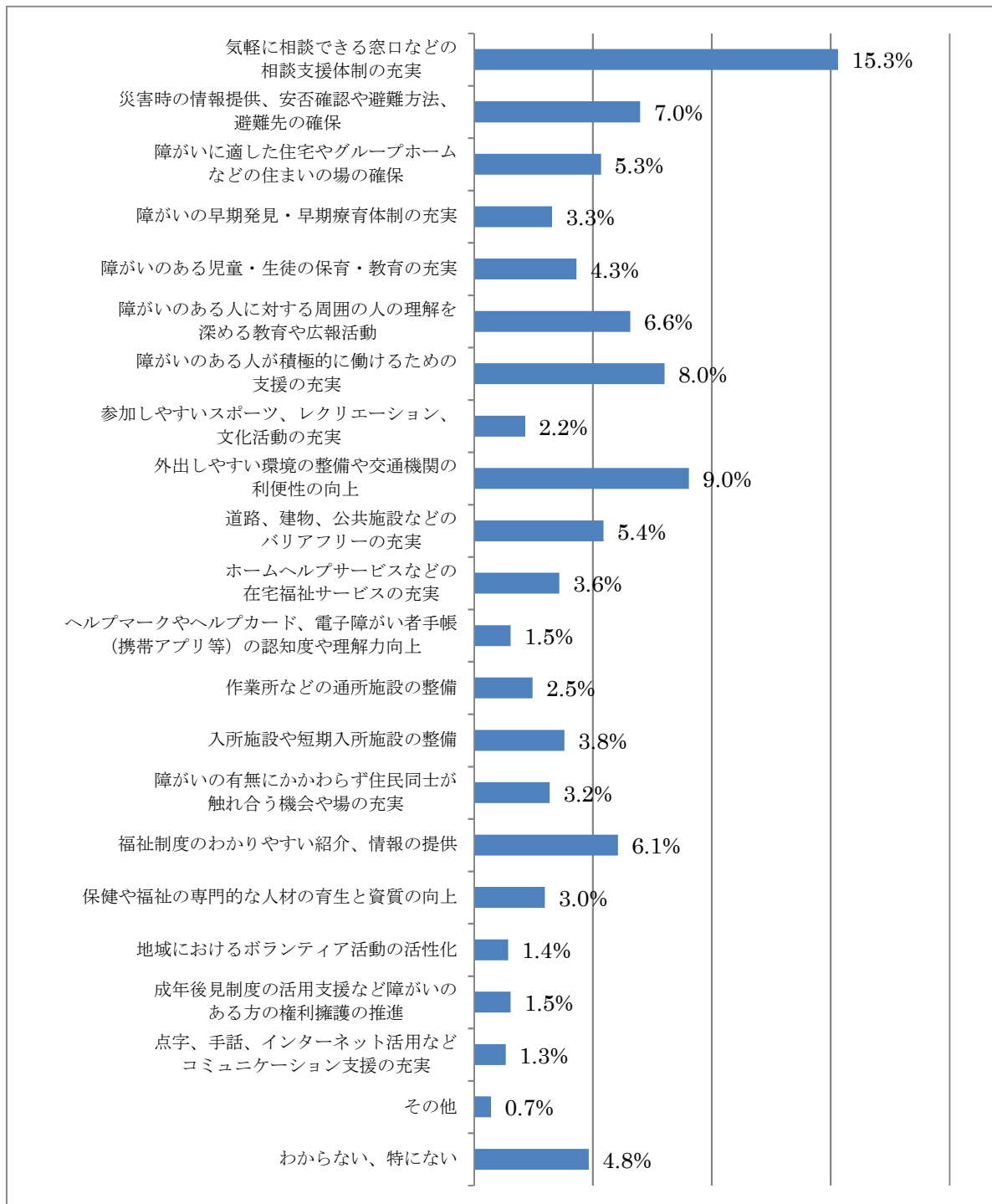
(該当するもの2つまで○)

・「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が20.9%と最も多く、次いで「わからない」が17.8%となっています。



問30 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために、特に必要と思うことはどのようなことですか。(該当するもの4つまで○)

・「障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」に必要なこととして、「気軽に相談できる窓口などの相談支援体制の充実」が15.3%と最も多く、次いで「外出しやすい環境の整備や交通機関の利便性の向上」が9.0%、「障がいのある人が積極的に働けるための支援の充実」が8.0%となっています。

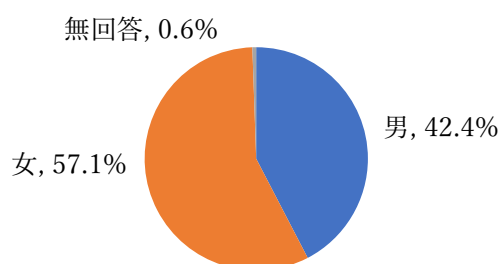


2 市民アンケート調査結果

問1 基本事項について

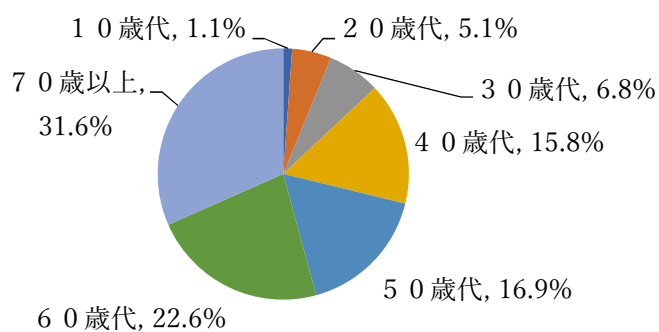
(1) 性別

・性別は、女性が57.1%と過半数を超え、男性が42.4%となっています。



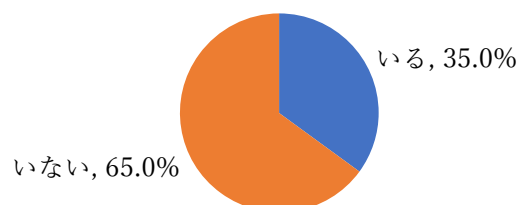
(2) 年齢

・年齢は、「70歳以上」が31.6%と最も多く、「10歳代」が1.1%と最も少なくなっています。



問2 あなたの身近に障がいを持つ人はいますか。(該当するもの1つに○)

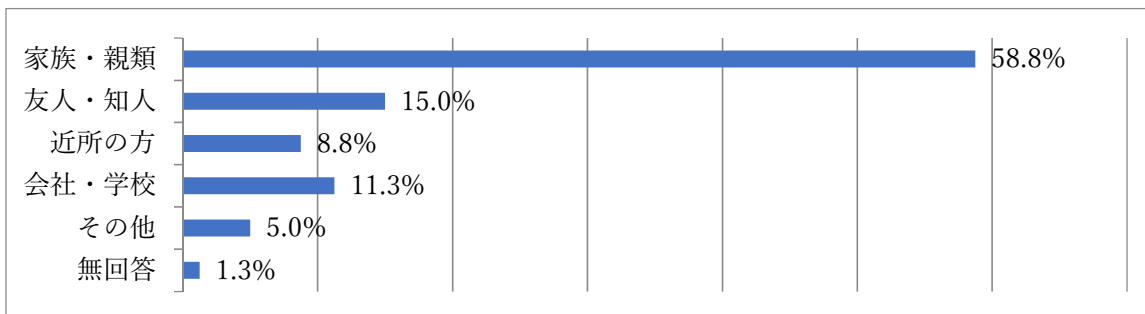
・回答者のうち、身近に障がいを持つ人がいる割合としては、全体の35.0%となっています



問3 その人とはどのような関係ですか。また障がいの種類は次のどれですか。
(該当するもの全てに○)

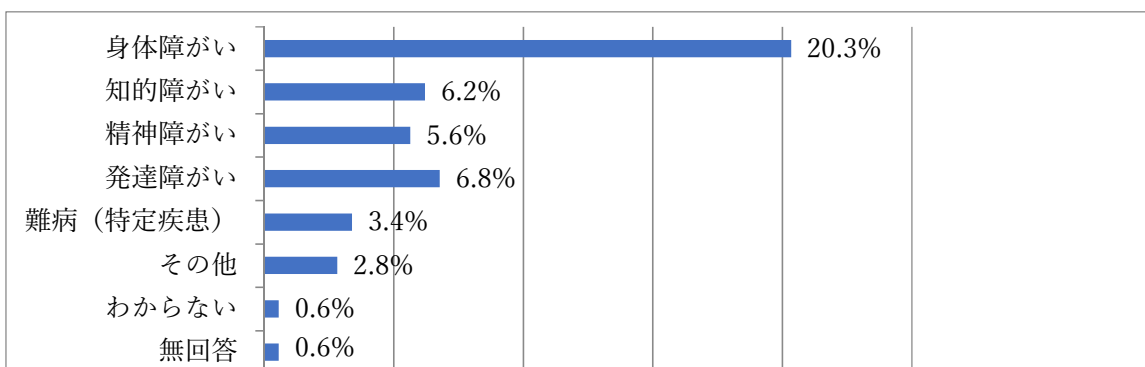
(1) その人とはどのような関係ですか。

・問2で「いる」と回答した方のうち、「家族・親類」が58.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が15.0%となっています。



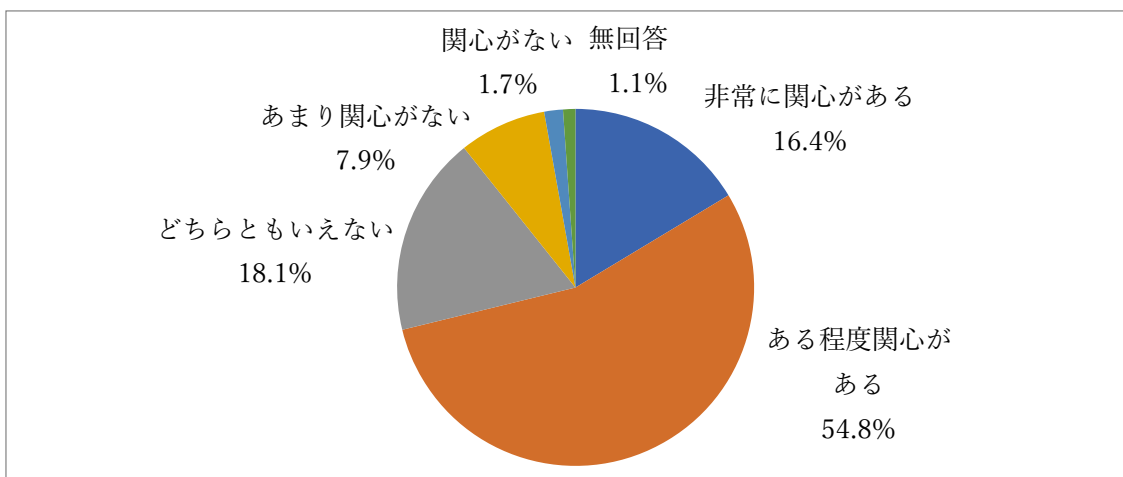
(2) 障がいの種類は次のうちどれですか。

・「身体障がい」が20.3%と最も多く、次いで「発達障がい」が6.8%となっています。



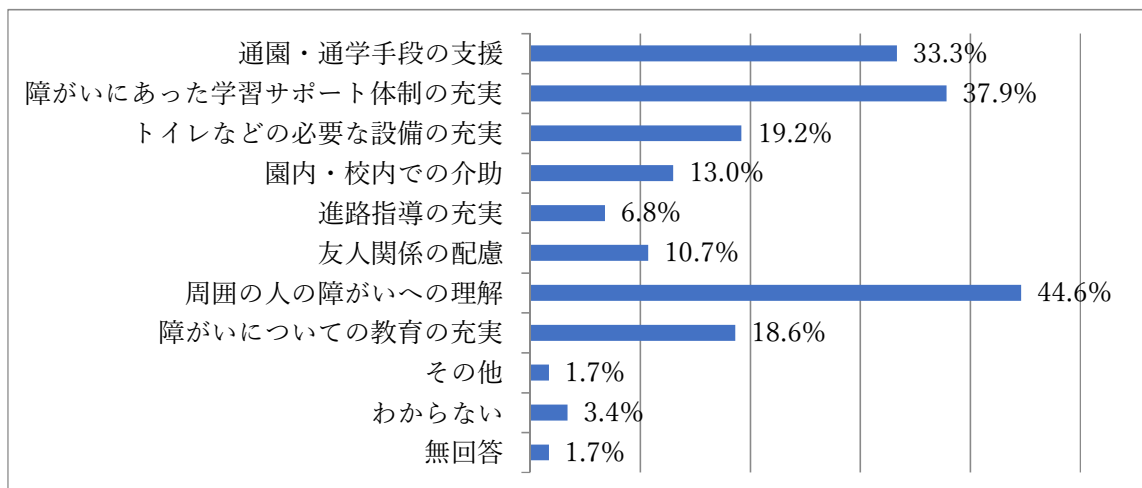
問4 障がいのある人の福祉について関心をお持ちですか。(該当するもの1つに○)

・「非常に関心がある」「ある程度関心がある」が全体の71.2%となっています。



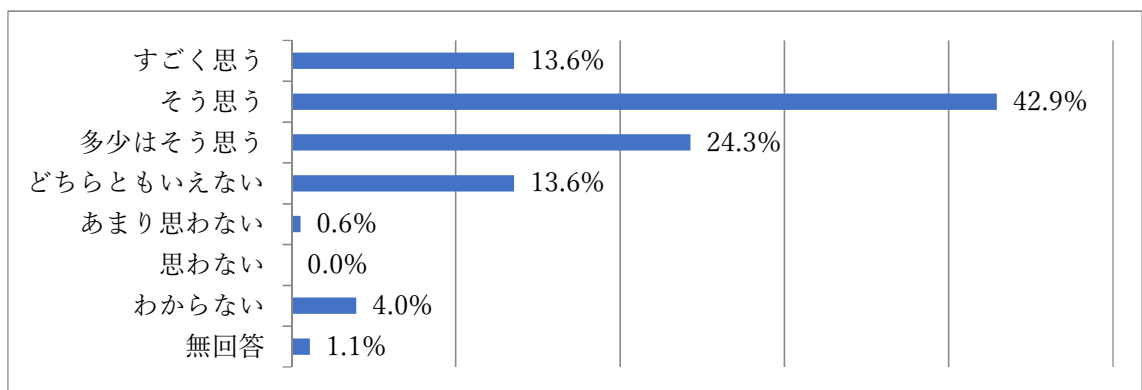
問5 あなたは、障がいのある児童・生徒が通園・通学生活を送る上で、どのようなことが必要だと思いますか。(該当するもの2つまで○)

・「周囲の人の障がいへの理解」が全体の44.6%と最も多く、次いで「障がいにあった学習サポート体制の充実」が37.9%となっています。



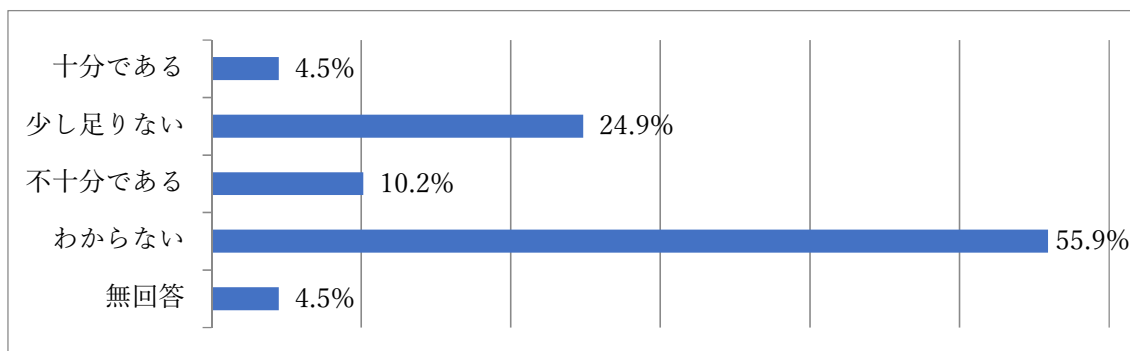
問6 障がいのある人が職場の同僚としてもっと雇用されるべきだと思いますか。(該当するもの1つに○)

・「すごく思う」「そう思う」「多少はそう思う」が全体の80.8%と半数を超える結果となりました。



問7 普段の生活の中で、東根市では障がいのある人への対応や理解が十分であると感じていますか。(該当するもの1つに○)

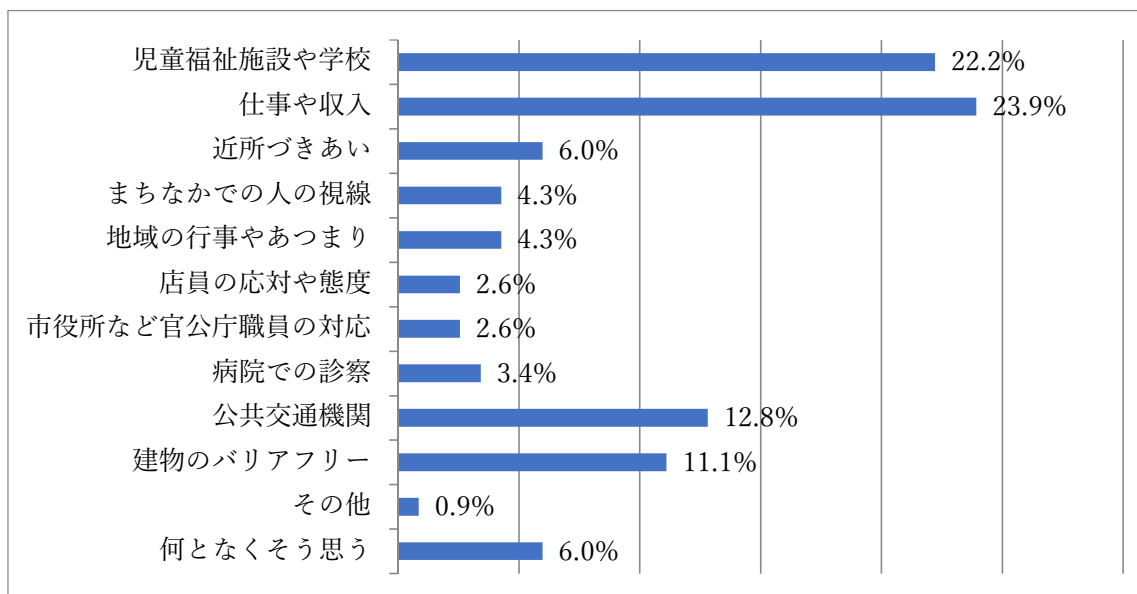
・「わからない」が55.9%と半数を超える結果となり、「少し足りない」「不十分である」が全体の35.1%となっている。



問8 それはどんな場合ですか。(該当するもの2つまで○)

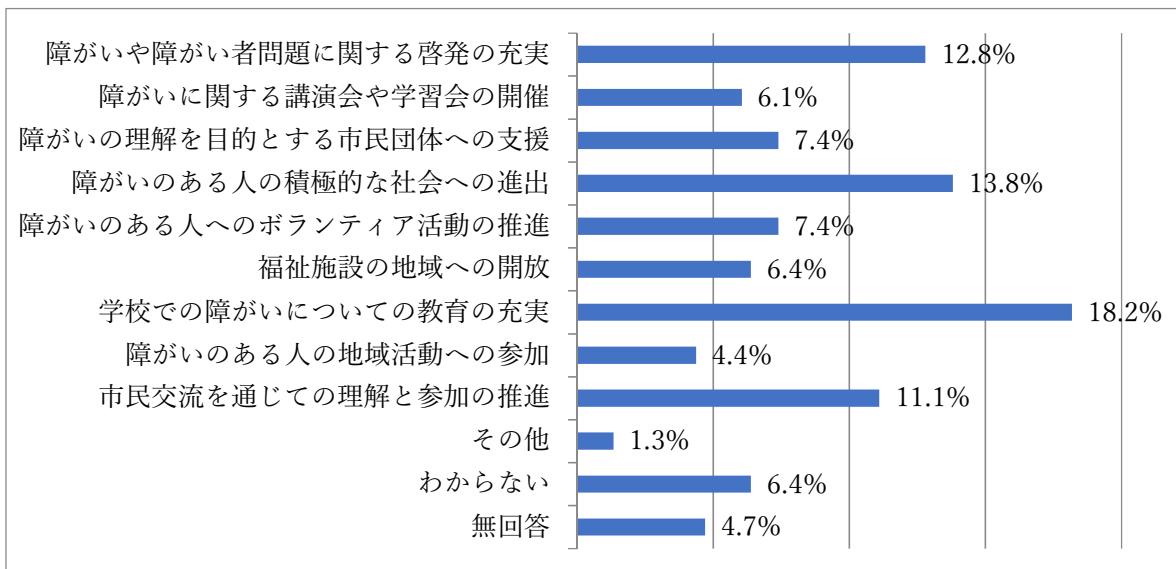
※問7の「少し足りない」「不十分である」と回答した方のみ対象

・問7で「少し足りない」「不十分」と回答した方のうち、「仕事や収入」の回答が全体の23.9%と最も多く、次いで「児童福祉施設や学校」が22.2%となっています。



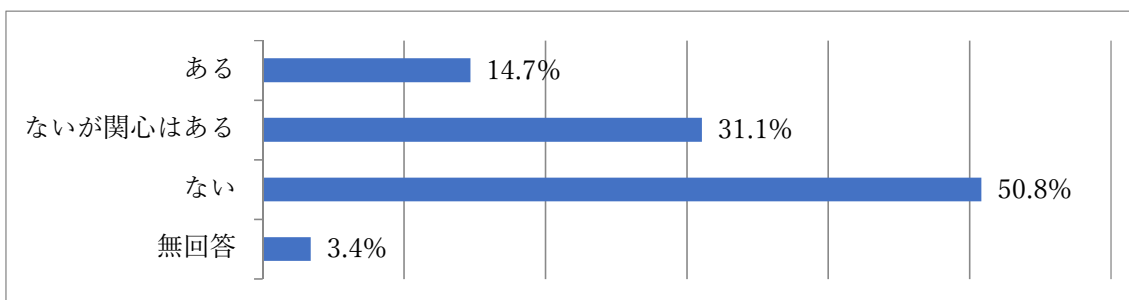
問9 障がいのある人への市民の理解を深めるためには、何が必要であるとおもいますか。
(該当するもの2つまで○)

・「学校での障がいについての教育の充実」が全体の18.2%と最も多く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出」が13.8%となっています。



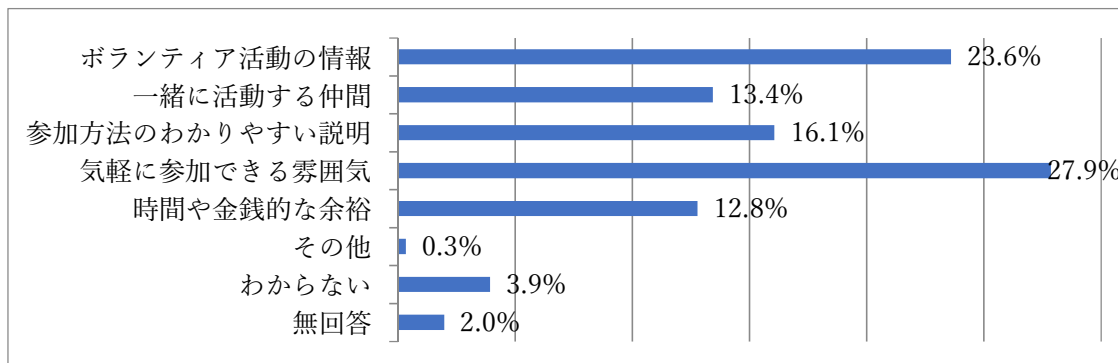
問10 障がいのある人を対象としたボランティア活動をしたことがありますか。
(該当するもの1つに○)

・障がいのある人を対象としたボランティア活動の経験について、「ない」と回答した方が、全体の50.8%と過半数に達し、反対に「ある」と回答した方は14.7%にとどまりましたが、「ないが関心はある」と回答したのは31.1%でした。



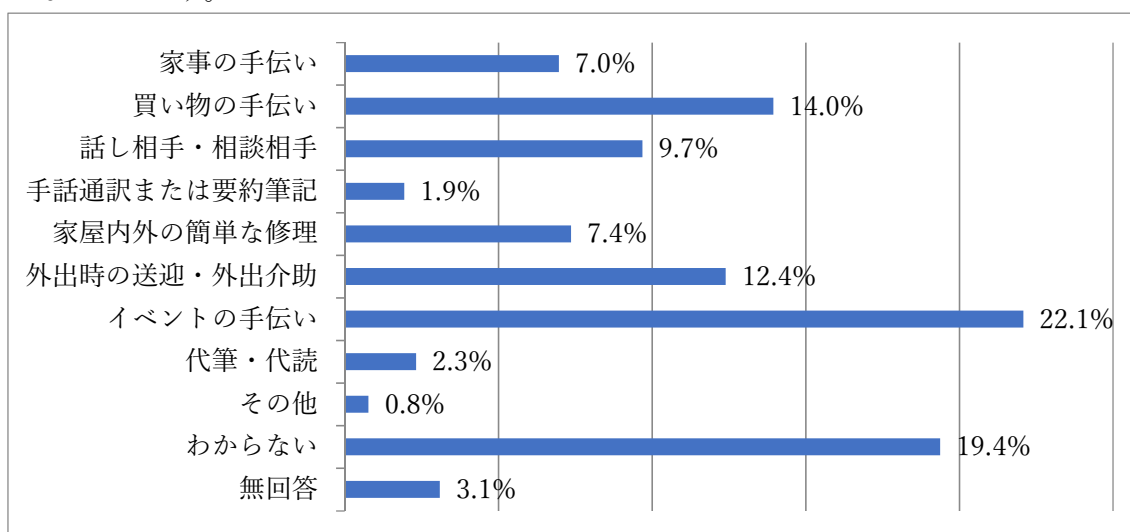
問 1 1 障がいのある人を対象としたボランティア活動に参加するためには何が必要と思いますか。(該当するもの2つまで○)

・「気軽に参加できる雰囲気」が全体の27.9%と最も多く、次いで「ボランティア活動の情報」が23.6%となっています。



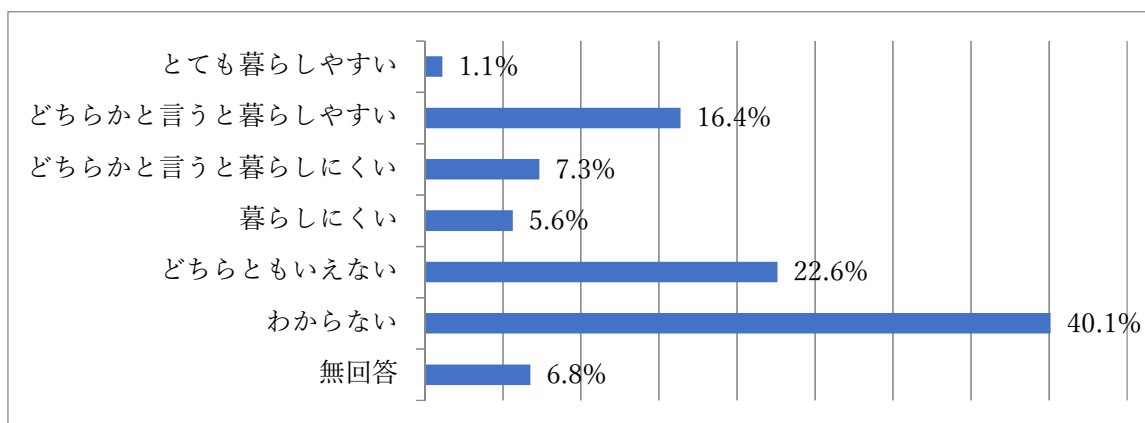
問 1 2 障がいのある人を対象としたどのようなボランティア活動に参加してみたいと思いますか。(該当するもの2つまで○)

・「イベントの手伝い」が全体の22.1%と最も多く、次いで「わからない」が19.4%となっています。



問 1 3 東根市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。
(該当するもの1つに○)

・「とても暮らしやすい」「どちらかと言うと暮らしやすい」が全体の17.5%、「どちらかと言うと暮らしにくい」「暮らしにくい」が全体の12.9%となっています。



問 1 4 東根市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるには、どのようなことが必要だと思いますか。(該当するもの3つまで○)

・「雇用・就労への支援」が全体の16.0%と最も多く、次いで「障がいについて理解を深める教育・啓発」が14.6%、「障がいのある児童・生徒の保育・教育の充実」が12.6%となっています。

